

平成 2 9 年 第 2 回 定 例 会

奈 井 江 町 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 6 月 2 0 日 開 会

平成 2 9 年 6 月 2 2 日 閉 会

奈 井 江 町 議 会

平成29年第2回奈井江町議会定例会

平成29年6月20日（火曜日）
午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第1号 平成28年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第2号 奈井江町第6期まちづくり計画「前期実施計画」の変更について
- 第 8 議案第8号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第1号 平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第2号 平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第3号 平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第4号 平成29年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○欠席議員 なし

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	北	良	治
副	町	長	相	澤
教	育	長	萬	博
まちづくり	参事	碓	井	直
健康ふれあい	参事	小	澤	敏
会計	管理者	小	澤	克
くらしと	財務課	長	馬	場
まちなみ	課	長	大	津
おもいやり	課	長	松	本
ふるさと	商工課	長	横	山
ふるさと	創生課	長	石	塚
ふるさと	農政課	長	辻	脇
教育委員会	事務局	長	山	崎
町立病院	事務	長	杉	野
代表	監査	委員	中	野

○欠席した者の氏名 なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会	事務局	長	岩	口	茂
議会	庶務	係	長	東	藤

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、平成29年奈井江町議会第2回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番竹森議員、3番遠藤議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から22日までの3日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から22日までの3日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

(10時00分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、4番石川議員。

(議会運営委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。

2月28日以降開催された議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、本日6月20日までに7回開催されております。

開催順に報告致します。

委員会開催日平成29年3月3日及び14日。調査事項は、第1回定例会に関する議会運営について。調査内容は、①追加議案について。

委員会開催日平成29年3月30日及び4月14日。調査事項は、議会会議規則について。調査内容は、①議会会議規則の検討について。

委員会開催日平成29年4月27日。調査事項は、第1回臨時会に関する議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②議案審議について。

委員会開催日平成29年5月26日。調査事項は、第2回臨時会に関する議会運営等について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②議案審議について、③議会会議規則の検討について。

委員会開催日平成29年6月15日。調査事項は、第2回定例会に関する議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④請願、意見案、陳情の取扱いについて、⑤会議案等についてであります。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時03分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

次に、委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、3番遠藤議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 3 番

おはようございます。

それでは、第 1 回定例会におき、付託されました調査事項について、調査が終了しておりますので、ご報告致します。

委員会開催日 4 月 1 8 日、調査事項、調査第 1 号「公営住宅等の管理運営について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおりです。

資料は、別紙のとおり。

意見・要望と致しまして、公営住宅、特定公共賃貸住宅などは、定住対策、少子高齢化などの施策と連携した整備とともに、安全に住み続けられることが求められています。

これまで、公営住宅等長寿命化計画に基づき、屋根改修や用途廃止など良好な住宅・住環境の整備が進められている。

本年度の長寿命化計画見直しにあたり、計画的な修繕、コストの縮減など適正な維持管理とともに、高齢者、子育て世代等に配慮した住宅整備に努めていただきたい。

委員会開催日 5 月 1 6 日、調査事項、調査第 2 号「地域公共交通について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおりです。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、地域公共交通は、これまでの事業評価を行うとともに、乗降調査による利用状況の把握、関係団体への説明などが行われ、乗車率や利便性の向上、運行の効率化に考慮した、ルート・停留所の変更がなされてきた。

利用状況では、市街地循環線、乗りあいタクシーは増加傾向にあるものの、向ヶ丘線は地区人口減少などにより、利用者が減少していることが報告された。

今後とも、町営バスは町民の足の確保として大変重要な事業であり、地域社会に応えられる交通システムとして定着するよう努めていただくとともに、将来に向けデマンド交通等について研究されるよう望むものである。

委員会開催日 5 月 1 6 日、調査事項、調査第 3 号「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、今後、実効的に推進するため、各施策の具体的な効果・検証、人口動向の推移等が示された。

人口動向では、依然人口減少が進んでいるものの、計画推計人口値を上回る結果となった。

その要因の一つとして、社会的人口減少が 2 年間大幅に縮小したことは、移住・定住対策、子育て支援などの施策効果が表れたものと、大いに評価するものである。

総合戦略の効果・検証においては、一定の達成度合にあるが、地域おこし協力隊の確保とともに、活動の場が広がるよう望むものである。

引き続き、人口ビジョン、総合戦略に掲げた目標の達成に向けた進捗管理を検証するとともに、情勢の推移により必要な見直しや広報周知に努め、施策の効果をより高めるよう努力願いたい。

委員会開催日6月2日、調査事項、調査第4号「町立国保病院の管理運営について」出席者、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、地域医療を取り巻く状況が厳しさを増す中、地域医療の確保に努められ、サービス付高齢者向け住宅の開設などの取り組みに対し敬意を表する。

今後の病院経営の健全化に向けて、平成28年度から5カ年間の町立国保病院新改革プランが策定され、併せて経営健全化中期計画の改定が行われた。

新改革プランにおいて、地域医療構想を踏まえた、地域包括ケアシステムの構築に向けた役割は大きく、改めて町立病院の役割・機能を明確にするための取り組みに努めていただきたい。

平成30年度からは、医療療養病床のみとする形態の見直し、人員の適正配置など経営の健全化を図り、平成36年度の黒字化を目指すことが示された。

今後とも、町立病院は地域医療の重要な役割を果たしていることから、改革の推進にあたり、院内の共通認識、必要な医療提供体制の確保を図り、改革プラン等に示された取り組みを着実に進め、経営の健全化と共に、町民の期待と信頼に応えるよう努力願いたい。

以上、報告と致します。

(広報常任委員会)

(10時09分)

●議長

広報常任委員長、5番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

●5番

おはようございます。

広報常任委員会の報告を致します。

広報常任委員会開催日は3月17日、3月29日、4月10日、4月17日の4日間です。

この中で議会広報の実施、調査及び研究を行い、5月1日に議会だより第7号を発行致しました。

以上、報告致します。

4. 例月出納定例検査報告

(10時10分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時11分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第2回定例会、大変ご苦労さまでございます。

まず冒頭、行政報告に記載はありませんが、過日の報道にありました、住民税特別徴収決定通知書の誤送付によるマイナンバーの漏えいについて、国民健康保険税の軽減算定の誤りによる、過大、過小徴収について、この2点のほか、町・道民税の普通徴収納付書に印刷の誤りがあったことについて、ご報告を申し上げます。

はじめに、マイナンバーの漏えいについてであります。この5月31日、町外の事業所より住民税特別徴収額決定通知書に、社員ではない人が含まれている旨の連絡があり、2人分の誤送付が判明致しました。

原因は、担当職員が、会社の番号をシステム入力する際、名称の似た会社の番号を誤って入力したことにより、発生したものであります。

通知書の誤送付については、国が定めるマイナンバーの漏えいにあたるため、直ちに北海道庁へ報告すると共に、誤送付分の回収の手続きを行いました。

また翌日には、担当課長、係長が2名の自宅と勤務先を訪問致しまして、経過説明と謝罪を行い、ご理解を頂いた上で、現在、マイナンバーを変更する手続きを行っているところであります。

今後は、データ入力の際には、複数の職員でチェックを行うなど、再発防止に努めて参りたいと考えております。

次に、国民健康保険税の軽減算定の誤りによる過大、過小徴収についてであります。

昨年12月、国の後期高齢者医療制度の保険料の徴収システムに不備が見つかった問題を受け、国保税においても同様のシステム不備があることが判明したことから、10年間遡って調査したところ、平成26年度から平成28年度までの3年間で、計3件、7万4,700円の徴収ミスがあることが判明致しました。

原因は、青色申告者の確定申告で、繰越損失がある人の計算方法について、システムが対応できない部分の精査を怠っていたものであります。

これにより、1世帯2カ年分5万5,300円の追加徴収、1世帯1万9,400円の還付を行う必要が生じたものであります。

対象となる2世帯の方に対し、担当課長、係長が自宅を訪問致しまして、理解を得るための経過説明と謝罪を行い、追加徴収と還付の手続きを進めております。

本年7月の賦課に向けては、誤りのないよう、システム入力、チェック体制の強化に努め、再発防止に努めて参ります。

報道のありました以上の2件に加えて、今月6月9日に発送致しました、町・道民税普通徴収の納税通知書に関して、町の口座番号などの印刷漏れがありまして、郵便局を利用する納税者にご迷惑をお掛けしたことが判明致しました。

これを受け直ちに、昨年度の実績で、郵便局を利用された5名の方々には直接ご説明を致しまして、ご理解を頂いたほか、普通納付の対象者433名の方々全員に対して、お詫びと取扱い対応方法を記載した通知文を送付したところでございます。

このように、税の取り扱いにおいて誤りが続き、大変ご迷惑をお掛けしたことに對しまして、納税者の皆様、町民の皆様にご心からお詫びを申し上げます。

今一度、チェック体制の強化と事務遂行に細心の注意を払い、再発防止に努めて参りますので、ご理解の程、お願い申し上げます。

それでは、続きまして、平成29年第1回定例会以降の主な事項について、報告書によって、ご説明を申し上げます。

まちづくり課関係では、4月6日から15日まで春の全国交通安全運動が行われ、延べ1,036名の町民の皆さんが、朝の街頭啓発にご参加を頂きました。

こうして日頃から多くの町民の皆さんに、交通安全運動にご協力を頂く中で、4月14日には、交通事故死ゼロ500日を達成致しました。

今後も1000日を目指して、より一層交通安全意識の高揚に努め、事故のない安全なまちづくりに努めて参りたいと思っております。

まちなみ課では、5月1日全町一斉クリーン作戦を実施致しました。

子供たちの発想によるこの取り組みも、7回目を迎えておりますが、今年はインフルエンザの影響で、小学校が急遽参加できなくなりましたが、中学・高校の生徒、町内企業や障がい者施設のほか、一般参加者など300名以上が参加頂きまして、美化運動が行われました。

以上、一般行政報告と致します。

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第2回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。

それでは、お手元の教育行政報告書より、2点についてご報告を申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、4月3日の教職員辞令交付式、並びに6日の小・中学校の始業式・入学式に係わりまして、平成29年度の小・中学校の学級編成、教職員の配置についてご報告を申し上げます。

奈井江小学校の児童数は、新入学生37名を含め、全校生徒206名で、前年度より1名の減となり、5年ぶりにふた学級となりました新1年生を含めまして、普通学級8学級、特別支援学級3学級の学級編成となりました。

教職員の配置につきましては、本年度は、校長・教頭とも異動はなく、前年度と同様の23名の教職員体制でございます。

次に、奈井江中学校の生徒数は、新入学生37名を含め、全校生徒125名、前年度より19名の減となり、普通学級5学級、特別支援学級3学級の学級編成であります。

教職員の配置につきましては、梅津前校長が滝川市立第1小学校に転出をされまして、後任に岩見沢市立豊中学校より太田校長が赴任され、教頭につきましては異動はなく、前年度と同様の21名の教職員体制となったものであります。

次に、2点目であります。

4月10日、奈井江商業高等学校において、入学式が挙行され、奈井江中学校から入学をした9名を含む34名の新入学生が、緊張の中にも晴れやかな面持ちで式に臨んでいたところでございます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いします。

(1. 7番笹木議員の質問・答弁)

(10時21分)

●議長

7番笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

7番笹木利津子です。

先の通告に従い、大綱2点、教育長にお伺い致します。

始めに、小中一貫教育の現状と今後の取り組みについて、お伺い致します。

平成27年、小学校と中学校9年間の義務教育を一貫して行う、小中一貫校を制度化する学校教育法の一部を改正する法律が可決、成立致しました。

義務教育の目的は、学校教育としては、子供たちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を培い、これらをバランスよく育成することが求められております。

かねてから指摘されてきた義務教育での小学校・中学校間の連携、接続のあり方は教育課題となっていました。

とりわけ小学校を卒業し中学校の第1学年になったとたん、学習や生活の変化になじめず不登校になったり、いじめが生じたりすること、いわゆる「中1ギャップ」への対応が、その背景の一つにあると考えられます。

奈井江町においては、小学校が統合され小・中一校ずつとなり、校舎が同じ「一体型」は考えにくいのですが、小中連携の質の向上に向け、検討することが大事ではないかと考えます。

子供たちが学習を進めて行く中、新たな課題に挑戦したり、自力で解決していくために、基礎となる「考え方」や課題解決の「道筋」を持たせてあげる教育の推進。

義務教育9年間で、学力を確実に定着させるために、既習事項で何を抑えなければいけないのかを把握し、上学年で扱う将来の学習事項を見通した上で、小・中学校間での学習が円滑に接続していくことを、明確にしていくことが大事であると思います。

とは言え、指導者である先生にとっては、カリキュラムの編成・作成、単元・題材等考えると大変な取り組みになるかと思いますが、子供たちのメリットとして、「中1ギャップ」の緩和、中学校進学への不安の減少、上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まるなど、成果が認められているところであります。

今後は、義務教育9年間を見通した計画的・継続的な学力や学習意欲の向上、教員の

指導力の向上など、教育の質の向上について期待をし、この度の質問とさせて頂きました。

次に、アクティブ・ラーニングが注目されている背景についてお伺い致します。

これから子供たちが生きて行く社会は、人工知能の進化など情報化・グローバル化が急激に進展し、変化を予測することが難しく、また正解がない世の中となって行くことが考えられます。

新しい時代に必要な資質、能力という観点から「何を学ぶのか」「何が出来るようになるのか」ということと共に「どのように学ぶのか」が重要視されていると思います。

その点で、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習、いわゆるアクティブ・ラーニングという手法が注目されております。

アクティブ・ラーニングでは、教員から子供たちへ、一方的に講義を行うような授業ではなく、子供たちが自ら調べ、学習や体験学習、グループディスカッションなどを行いながら、課題を解決したり、新しい価値を見つけ出したりしていきます。

こうした学び方を取り入れることで、子供の主体性が引き出され、思考力、判断力、表現力などの育成に繋がると思います。

常任委員会で、学校での授業の参観をさせて頂いたおり、このアクティブ・ラーニングがいくつかのクラスで活用され、活発に学習している状況も拝見したところですが、奈井江町においても児童生徒がなお一層主体的に学ぶ授業の展開を図り、学びの質を高めるための推進について、教育長のお考えをお伺い致します。

次に、奈井江町の英語教育について、お伺い致します。

先般、事務局長から、奈井江町においては認定こども園での、就学前から英語に触れる機会を作り、楽しく学んでいる様子を伺ったところであります。

また小・中の英語教育の中では、「英語が聞き取れた」「自分の英語が通じた」という達成感をもち、英語を使って積極的にコミュニケーションを図ることが出来るよう、英語教育が充実するために、中学校においては英語能力判定テストが実施されております。

今後もグローバル人材の育成の観点から、子供たちに英語をツールとして自分の考えや思いを伝える力を育んでもらいたいと思い、これからの英語教育について。

以上、教育行政について3点、教育長にお伺い致します。

●議長

(10時27分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今、笹木議員よりございました教育行政に関する3点のご質問について、ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目の小中一貫教育の現状と今後の取り組みについてということでございま

す。

当町においては、現在、教育振興会のパワーアップ委員会の中で、小中連携を検討をさせて頂いているところでございます。

その取り組みの1つと致しましては、小中で統一をした学習規律がございます。

学習用具の準備は休み時間にしておく等、小中で学習のルールを統一することによりまして、子供たちが安心をし、落ち着いて学習に取り組むことに繋がるものと考えているものでございます。

また、小中で基本的な授業の流れを統一をする取り組みを現在進めております。

授業の導入、展開、終末の過程を明確にして、より授業の流れが分かるように板書の工夫、ノート指導を含めまして、授業改善に取り組んでいるところでございます。

また昨年は、小学校の理科の授業を中学校の理科の教師が指導するなど、乗入れ授業を初めて行っております。

また、本年も新たな取り組みとして、小中の教員がお互いの授業を参観し合うなど、連携は徐々に強化されているものと認識をさせて頂いております。

中学校教員が小学校段階で指導することによりまして、児童がもっている中学校への不安感が解消をされ、小学校教員が、中学校での指導に関わることによりまして、教え子がどのように育っているかを改めて認識することができ、今後の指導に生かせるなど、義務教育の9年間を一体的に捉えることにより、更に生徒指導が充実するものと期待しており、今後とも連携強化に努めて参りたいと考えているところでございます。

次に、2点目のアクティブ・ラーニングについてでございます。

次期学習指導要領改訂の全面改訂が小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から予定をされておりますが、次期指導要領の中では、アクティブ・ラーニング、すなわち、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが改めまして求められておりますが、主体的・対話的で深い学びを主眼とする授業は、先ほど議員がおっしゃりましたとおり、これまでも、小学校・中学校では、既に取り組んでいるところでございます。

一例と致しましては、算数の授業等で、答えを導く過程をグループで話し合い、発表したり、グループ学習ばかりではなく、児童生徒が能動的に学習に参加するなど、アクティブ・ラーニングを見据えた授業を現在進めているところでございます。

従前の受動的授業から、自ら考え問題に取り組むなどの能動的授業を通じまして、子供たちに更に社会で生きぬく力を身につけさせようとする取り組みの1つと認識をさせて頂いております。

教職員各位においては、アクティブ・ラーニングも含めまして、今後とも研鑽を積み、指導力の向上に努めて頂きたいというふうに考えております。

次に3点目の英語教育についてであります。

次期指導要領においては、小学校の3年生・4年生の中学年に外国語活動、5年生・6年生の高学年に教科として英語が導入をされ、3年生以上の授業時数が年間35時間ずつ増加をされます。

本町では、これまでも認定こども園や小学校1年生・2年生の低学年に、外国語指導

助手を活用して、幼い頃から英語に馴れ親しむよう「英語で遊ぼう」を実施をしているほか、中学生の希望者には英語検定料の助成も実施をしております。

今後とも、英語が楽しいものであると乳幼児から感じさせるよう、認定こども園や低学年向けの英語教室を継続して実施して参りたいというふうに考えてございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時32分)

7番笹木議員。

●7番

只今3点について、教育長から答弁を頂いたところであります。

まず、小中一貫教育の件でありますけれども、今ほどの説明の中で教育振興会で検討し、また小中で学習のルールが作られているということでありました。

乗入れ授業のお話なども伺いました。

まず、連携が小中の連携が進んでいるんだなということを今の答弁で、理解をさせて頂きました。

これについては、更に連携が強化されることを希望しております。

次に、アクティブ・ラーニングの背景ですけれども、私たちの子供の時というか、小中の状況のことをふとこの質問に立つ時に思い起こしたのは、私達はちょうど本当に子供が多い時期でありまして、クラスの中が机と子供でパンパンの状態です。身動きが取れないような状況の中で勉強をしました。

当然、1時間授業の間はじっと、先生もしくは黒板を見つめることが授業の形態でありました。

先ほどもお話をさせて頂きましたけれども、参観を見た時に、本当にディスカッションだったり、子供たちが授業中に黒板に行って、それに対して答えを書いて、それをまたみんなで話し合う。

本当に授業を受ける形態がこんなに変わったんだなって、伸び伸びして、また元気に勉強を、学習を受けることが出来ているんだなということを私も参観の中で改めて考えたところであります。

是非また、アクティブ・ラーニング、先生たちも大変でしょうけれども、これらも本当に進めて行って頂ければなと思います。

最後の質問の英語教育についてであります。先どもお話がありました。

私も質問させて頂きましたが、中学校での英語能力判定テスト、これは希望者の英検だと思っておりますけれども、奈井江中学校で希望する生徒の人数がいかほどいらっしまったのか、また、結果について、何かしらデータが出ていましたら、伺いたいと思います。

現在行われている小学校の英語教育、外国語活動という形で、いよいよ明年から小学校3年生からは必修化、そして5年生から教科化ということにされることになったように伺っています。

教科化というのは、他の国語、算数、理科、社会と同じようにテストが行われて、子

供が喜ぶこと、喜ばないこと、多々ありますけれども、通知表に成績がつく、いけば子供たちにとっては、大変なことがこの英語という科目によって来年度からスタートをするわけです。

成績本意ではないんですけれども、小学生が英語学習に意欲的に挑戦していける、一つのきっかけとして、現在中学校で行われている英語能力判定テスト、これが小学校で導入、実施することが出来ないのか、2点について、教育長にお伺い致します。

●議長 (10時36分)
教育長。

●教育長
今のご質問にお答えをさせて頂きたいと思います。

まず、小学生での英語授業の正式な授業につきましては、来年度からは経過措置ということでご理解を頂きまして、正式には32年度から学習指導要領の改訂の時期に、正式に5年生6年生に正式な教科ということで、導入するというのを一つご理解を頂きたいと思います。

それで、次に中学校での英語検定の受験率と、ある意味、合格率についてご報告をさせて頂きたいと思いますが、まず昨年度の受験状況でございますが、1年生から3年生までの全校生徒144名おりますが、昨年度受験をした者は50名ということで全体の34.7%というふうになっております。

そのうち、合格した者は30名ということでございますので60%の生徒が合格をしたということございまして、合格をした等級につきましては、3級が9名、それから4級が12名、5級が9名というふうになっております。

以上でございます。

●議長 (10時37分)
7番笹木議員。

●7番
今、再質問の中で、英語能力判定テスト、これの小学校では全く今のところは考えられないということで、よかったんでしょうか。
一応、質問させて頂いたので。

●議長 (10時38分)
教育長。

●教育長
申し訳ございません。
先ほど申し上げましたように、平成32年度から正式の教科ということで、小学校に

英語授業導入ということでございます。

私どもが今、従前から漢字検定、英語検定の受講料の助成をさせて頂く目的はやはり子供たちが学習に対する意欲の向上ということの目的でさせて頂いております。

ただ、これからの検討ということで、学校側とも十二分に意見交換をしながら、考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(10時39分)

7番笹木議員。

●7番

来年から中学校の英語教育では、先生が入ってきたそのスタートの時から授業が全て英語で行われるようなことも伺っております。

これは英語で覚えるというよりも、コミュニケーションを取れることが目的じゃないかなというふうに思っております。

是非、中学校の授業に小学校で、しっかりまた英語力を身につけて、中学校の授業にうまく入っていけるように、小学校での英語教育に期待をしておりますので、よろしくお願いを致します。

それでは2点目の質問、土曜教育の充実について、お伺い致します。

文部科学省では、子供たちに、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして、平成25年に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により土曜授業を行うことが可能であることをより明確化致しました。

また合わせて、子供たちの土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて、地域や企業などの協力を頂き、土曜日の教育活動推進プロジェクトを進めているところであります。

この土曜日の教育活動推進プロジェクトにおいて、質の高い土曜授業の実施のための学校に対する支援策、また地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動などのための支援策について文科省で精査を進めているところであります。

学校週5日制の経緯を見ますと、平成4年9月・月1回の週5日制の実施、平成7年4月・月2回の週5日制の実施、そして平成14年4月には完全学校週5日制が実施され、15年が経過しております。

近年一部の地域では、授業時数の増加や、保護者や地域に開かれた学校づくりの観点から、土曜日に授業を行う学校も見られます。

民間の世論調査等においても、土曜授業の実施に対して高い支持があるようであります。

これは土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも、少なからず存在するとの指摘の表れではないでしょうか。

ですが、この土曜授業推進にあたっては、学校始め教職員また、地域社会の理解と協力なくして進めていけないのが実情で、大変厳しい状況ではあると理解しますが、全国一律での土曜授業の制度化は、今後、教育過程全体のあり方の中で検討されていくのではないかと思います、土曜教育の充実について、教育長のご見解をお伺い致します。

●議長
教育長。

(10時42分)

●教育長

ご質問のございました土曜授業についてご答弁を申し上げたいと思います。

本町の子供たちは、全国学力・学習状況調査の生活状況調査におきましても、家庭学習時の時間が短い、それから、テレビやゲームなどの時間が長い、特に休日の家庭での過ごし方に課題があるものと認識をさせて頂いております。

本町では、現在、土曜授業の取り組みは実施しておりませんが、小学生対象に、町教委主催で、放課後学習と夏休み・冬休みの長期休業中では、学習サポート事業を現在実施をしております。

また、長期休業中では、小学校の教員による学習相談と称しまして補習学習も行っているところでございます。

中学校においても、教員による放課後学習と長期休業中の学習会を実施するなど、子供たちに学習習慣を身に付けさせるよう、各学校とも努力をしているところであります。

また、本年度は、専門家をお招きをして、両校主催による講演会を、夏休み前に開催をし、児童生徒に対しまして、規則正しい生活の大切さを講演をして頂く予定となっております。

子供たちに有意義に休日を過ごさせるためには、家庭の協力も不可欠なことから、学校とも連携しながら、啓発に努めて参りたいと考えてございますのでご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時44分)

7番笹木議員。

●番

この土曜教育についてでありますけれども、平成25年、少し前の調査結果を見ましたところ、土曜日の午前は何をしているのかという問いに対しての回答がありましたので、お話をさせて頂きたいと思います。

小学校では、学習に繋がるものが約20%、土曜日の午前ですね。

習い事、スポーツや約27%、残り53%が今ほど教育長の答弁にもありましたけれども、テレビ、ゲーム、友達と遊ぶ、というふうになっているようであります。

中学校では、学校での部活活動、これが圧倒的に多く64%、学習に繋がるもの5.5%、残り30.5%がテレビ、ゲーム、友達と遊ぶというような状況であります。

土曜教育の充実、求めるところでありますが、まずは奈井江町の小中学生の土曜日の過ごし方はどうなっているのか。

土曜日に特化はしませんが、自宅での学習時間が極めて少なかったという状況は、以

前にもお聞きしておりますし、今ほどの教育長の答弁にもあったとおりであります。

土曜教育の充実について、本当に教職員の状況、地域社会と言いましても、多くの方たちの協力等々考えても、多くの課題があろうとは思いますが、この土曜教育充実をしていく、であれば、教育長がお考えの課題について、お考えがあれば、伺いたいと思います。

●議長

(10時46分)

教育長。

●教育長

只今笹木議員よりご質問のございました土曜授業に関する、もし課題があればというご質問でございます。

お答えをさせて頂きたいと思います。

まず大きな課題の一つと致しましては、現在、週休2日制がもう長年実施しておりますので、定着をしている感がございます。

そういうことから、特に子供たちが参加、加入をしております、例えば、サッカーですとか、野球等のスポーツ少年団の活動が、やはり指導者の休日に合わせるということから、土日、特に土曜日での試合等々の活動があるというふうにお聞きをしているところでございます。

そういったところの週休2日制が、定着しているところでの活動の整合性がまず一つあるのかなということがございます。

もう一つはやはり当然教職員の勤務体制もございます。

もし、土曜授業を実施をするとした場合に、当然、土曜に出勤をした教職員に対しましては、別の平日の日にそういった時間を振替休日を与えなければならないということになっております。

特に、教職員については、勤務時間の長期化等々が問題になっていると言われているという状況にありまして、現実には、振替休日をどう与えていくか、土曜授業をやるとした場合には、現実には、振替休日をどのように与えるか、もしくは、とれるのかどうかも、やはり検討していかなければならないというふう考えています。

このようなことから土曜授業を考える時については、このような課題を、検証していかなければならないというふうにご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(10時48分)

7番笹木議員。

●7番

今の教育長のご答弁ですけれども、実際にはこの全国の中で、実施をされているところも若干ありますけれども、どうやって上手にというか、良い形で土曜授業がされているのかなという部分は、私もまた改めて少し勉強をさせて頂きたいと思っておりますし、今ほ

どの答弁では大変難しいという状況が理解させて頂きました。

子供たちが伸び伸びと健やかに成長してもらいたいという思いは私も大いにあります。でもこの先の進路、進路を考えた時に、すぐ先に高校受験があり、大学受験、その後には、就職をも勝ち取っていくという厳しい現実もあることも確かです。

子供たちが良い形で将来に向かって進んでいてもらいたいなという思いでこの度の質問をさせて頂きましたので、よろしく願いを致します。

以上で、私の質問を終わります。

●議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

(2. 5番三浦議員の質問・答弁)

(10時50分)

●議長

5番三浦議員。

(5番 登壇)

●5番

本日は、町長と教育長に1点ずつ質問致します。

始めに町長に、庁舎整備に関する町民の意見・要望の聴取について質問致します。

6日に行われました議会懇談会において、ないえ温泉の倒産から指定管理による再開の方針が決まるまでの経過や、2つの介護施設の民間移管に関して、「新聞報道で初めて知ってびっくりした」「審議会で検討してもらったというが、町民はなにが話されているのかも知らされなかった」「余りにも性急だったのではないか」など、町民への情報公開、意見聴取不足の声が相次ぎました。

温泉も介護施設も相手のある件なので、町のペースで町民の意見を聴きながら進めることができない案件ではありましたが、町民にとっては、今後の生活に大きな影響を及ぼす問題なので、もっと早く知らせたかった、要望や意見を聞いて欲しかったという思いが大きかったと思います。

そこで、今後の課題である庁舎整備に関連して質問します。

この件に関しては、町が独自に検討、決定できることであり、今すぐということではないので、町民に、どんな役場を求めるか、広く意見を聴取して頂きたいと思うものです。

少子高齢化で、ともすれば高齢者や障がい者にやさしい庁舎に目が行きがちですが、子供達や子育て世代にとってもやさしい庁舎、思わず行ってみたくなるような庁舎になってほしいと願っています。

役場職員が効率よく仕事ができることと、町民が利用しやすいことを統一して検討し

ていくためにも、基本プランを考える段階で、広く町民の要望を聴く手立てを、早い時期から講じていくことが必要と考えます。

町が一貫して重視してきた町民参加の町づくりを、役場庁舎の整備にあたって、どのように進めていこうとしているか、お尋ねします。

●議長

(10時53分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えして参りたいと思うところでございますが、庁舎整備に関する意見・要望の聴取についてということで、庁舎整備に関して、町が一貫して重視してきた町民参加のまちづくりをどのように具現化していくかということだと思えます。

役場庁舎の整備に関する町民の意見要望の聴取であります。昨年度においては町内の公共施設に関して、重要な課題に直面し、様々な議論を交わして参りました。

温泉施設に関しましては、昨年9月の突然の会社倒産以降、破産手続きが進められる中、一定の制約がありましたが、適宜、議会、並びに町民の皆様にご説明する中で、対応して参りました。

再開に向けては、町民の意向を勘案し、また早期の再開の要望を聞く中で、建物の改修や新たな指定管理者の選定など、順を追って必要な手続きを進めてきたところでございます。

また、介護施設の民間移行に関しては、奈井江町の将来にわたる地域包括ケア体制を検証するため、昨年6月から、町内の関係機関の皆様との議論を深め、また議会にも諮問案について、慎重にご議論を頂いて参りました。

その方針が確定した後、利用者等にもご説明を行う中で、運営移行を行ったところでございます。

これらの対応に関して、関係者との合意事項の交渉や、各種手続きを進める中で住民の皆さんに対する周知のあり方など反省すべき点もあったと考えておりますが、課題の解決に向けて、精神誠意取り組んだ中での決定であったことについては、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

そこで、役場庁舎の整備に関する考え方について、改めてご説明を致しますが、役場庁舎整備には、高額な費用が掛かるため、また、国からの財政支援も低いため、財政負担の軽減・平準化のため、引き続き、国に対し要請を行って参ります。

こういった難しい課題点がありますが、具体的な取り組みにつきましては、時間を要しますが、庁舎整備については、町民の意見・要望を聞くことは、大変重要なことと考えております。

また、今ほどお話ありましたように、子供達の意見を含めて、幅広く聴くことも必要だということに考えて、それが前提だと考えているところでございます。

既に、昨年の町政懇談会においても、現状の考え方に基づいて、ご説明をしているところでございます。

また、今まで町が行ってきた施設整備においても、認定こども園では保護者懇談会や子ども・子育て会議で、みなクルでは町民委員会や高齢者支援ネットワーク懇話会などにおいて、町民の声を大切にし取り組みを行って参りました。

従いまして、庁舎整備にあたっては、単に住民サービスの提供の場や災害対策本部としての役割だけでなく、町民が親しみをもてる庁舎となるよう、町民の多様な意見を積み上げていくことも大切であると考えております。

今まで同様、庁舎整備時についても町民参加のまちづくりを基本に進めて参りたいと思いますので、ご理解とご協力を申し上げますところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時57分)

5番三浦議員。

●5番

只今の答弁で温泉施設、介護施設の件については、理解致します。

ここ2、3年、近隣の市や町で、庁舎改築の動きが出ており、町民にとっては、そのような動きも気になっているところだと思います。

6月18日付けの道新によれば、岩見沢市が庁舎建て替え場所につき、3つの候補地を示して、パブリックコメントを求めてから1年1カ月後の来年3月末までに基本計画を策定するという、そういう方針にもっと市民の声を聴く機会をつくるべきだという町の声が聞かれているというふうに書かれていました。

ただ、岩見沢市が急ぐのは、岩見沢だけじゃないですけども、国が7割を負担する合併特例債を利用するのに、2021年の3月末までに建物を作らなければならないという事情があるとのことでした。

このように、今後有利な補助が得られる条件が出来たとしても、手を挙げるのに短期間で準備をしなければならない、そういう補助や交付金が最近増えてきているというふうに思います。

準備は早くしておくことに、越したことはないと思います。

一旦建設したら、半世紀近く使用する建物ですので、長い目で見た町づくりの展望が必要かと思います。

それらを含めて、町民に投げかけて欲しいと思いますが、この点でもう一度意見をお聞かせ下さい。

●議長

(10時59分)

町長。

●町長

今ほど三浦議員がおっしゃった通りでございます。幅広く町民の意見を聴取したい、こういうふうに思いますし、また、準備には相当年数掛かるわけでございますから、今から、様々なことを、おこしていかなければいけない、こういうふうに思っておりますので、それらの諸準備を整えながら、町民参加の町づくりを、地域づくりを行っていきたくてこういうふうに思っておりますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げますところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時00分)

5番三浦議員。

●5番

庁舎整備は、今後の奈井江町を考えるきっかけになる案件だと思います。

町民が我がこととして考えられ、納得して進められることを望んで次の質問に移ります。

次は、教育長に、中学校の部活動指導員に関する学校教育法施行規則一部改正の取り組みについて質問致します。

今年度、4月1日から、学校教育法施行規則が一部改正され、中学校や高等学校などの部活動において、技術的な指導を行う部活動指導員が制度化されました。

部活動指導体制の充実と、教員の過密労働の解消を目指すことが目的ということですが、この部活動指導員に関連して、教育長に3点質問致します。

1点目は、経済開発機構が2012年から13年にかけて、34カ国の国や地域の中学校教員を対象に実施した1週間の勤務時間調査では、日本は53.9時間、約54時間、平均では38.3時間、この平均を大幅に上回りました。

ちなみに50時間を超えたのは日本だけだったということです。

また、5月15日付け北海道新聞の特集記事によると、文部科学省の調査結果では、全国の中学校教員の84%が部活動顧問をしていて、そのうち49%が週に6日、15%は週に7日部活指導に関わっているという深刻な状態となっています。

このような実態を放置できないという声に押されて、文部科学省が通達を出すことになったと思います。

今回の通知に基づく部活動指導員の制度化に向けて、実態を調査し、どうすれば現状を改善できるか、検討を始めることが、子供達のためにとっても、長時間労働で困難を抱えている教員のためにも必要ではないでしょうか。

そこで、奈井江中学校における、部活動の種目や加入状況、および指導教職員の勤務実態をどう捉えているか、お尋ねします。

次に、教育委員会がこれから行うことになるとと思われる具体的な取り組み内容について伺います。

文部科学省の通知によると、新たに制度化された部活動指導員の業務内容は、単に実技指導だけでなく、指導計画の作成、安全や障害予防に関する知識や技能の生徒たちへ

の指導、大会や練習試合の引率、部活動に関わる会計、保護者への連絡など全面的なものです。

このような業務を行う部活動指導員は、非常勤公務員などになるので、教育委員会は、その身分や勤務形態、報酬、災害補償に関する事項などを定めなければならないことになっています。

また、部活動指導員の人材が町内にどの程度いるかについての調査も必要です。

更に、非常勤公務員として採用した後も運動部活動での指導のガイドラインに基づいて、部活動が学校教育の一環であること、安全の確保や事故発生後の対応、生徒の人格を守ることを身につけて頂くための研修のようなものが必要かと思えます。

また、生徒や保護者、地域に対し事前に十分な情報提供を行うなど、生徒や保護者等の理解を得ることも必要です。

以上のようなことを、町として行っていくためには、時間と労力がかかります。

教育と子育てに力を入れている奈井江町としても、早期に準備に取り掛かる必要があるのではないのでしょうか。

そこで、施行規則改正を受けて、今後、奈井江町ではどういう取り組みをしていくかお尋ねします。

最後に、6月15日付けの北海道新聞によりますと、砂川市の定例会において、教育長が教員の負担を減らすには複数の指導員を採用することが必要。国が本年度から部活動指導員を制度化したこともあり、学校と連携し早急に考えていきたいと答弁しているように、各市町村が、それぞれ通達に基づいて準備を始めていることから、広域的に情報を共有しあいながら高め合う必要があるのではないのでしょうか。

本来であれば、全国の中学校に配置するわけですから、国が責任を持って実施すべきところでは。

ところが、全国の市町村教育委員会に実施責任を負わせ、財政処置もないということです。

奈井江町のような小さな自治体では、指導員の確保なども困難を伴うことが予想されます。

そこで、実施に向けて、必要と思われる国や道への要望について、教育長にお尋ねします。

以上、3点です。

●議長

(11時06分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今、三浦議員より部活動指導員に関する3点のご質問について、ご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の中学校における部活動の状況についてでございますが、現在、サッカー、ソフトテニス、バレー、吹奏楽で活動を行っております。

また、加入状況につきましては、全体の72.8%が加入しているという状況でございます。

また、学校では、部活動の指導教員の負担軽減を図るために、週に1度、休養日を取るなどと致しております。

また、1つの部活動を3人から4人の教員で受け持つということも行っているところでございます。

次に、2点目の今後の当町の取り組みについてでございますが、私どもと致しまして、今お話ありましたように、学校職員として、位置づけをされた部活動指導員を、地域の方をお願いをすることによって、教職員の負担軽減、それと、部活動の安定的運営が図られるものというふうには認識はさせて頂いておりますが、今般、改正された省令の中でもありますように、部活動指導員の任用にあたっては、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とされております。

そのようなことから、当町の現状を見まして、適任者の確保は、非常に難しいものと考えているところでございます。

また、現在のところ、部活動指導員に関しまして、中学校からの相談、要望等は今のところございません。

また、配置についても特に相談はないということで、一つご理解を頂きたいと思えます。

当町においては、小中高教育の連携に関する連絡協議会におきまして、中学校、高校の吹奏楽部が合同で練習を行い、コンチェルトホールで、中高合同コンサートの開催や、これちょっと従前でございますけれども、高校のバドミントン部で中学生が指導を受けるなど、学校連携の中で、従前より実践をさせて頂いているところでもございます。

今後においても、そういったことから、中高で連携をし取り組みができるものは、今後とも実施をして参りたいというふうに考えております。

次に、3点目の国、道への要望についてでございますが、今回の改正に伴うものにつきましては、特段持つてはおりませんが、今後とも引き続き、道教委に対しましては人事異動の際に、部活動を担当できる教職員の配置を、今後とも要望して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時10分)

5番三浦委員。

●5番

今の教育長の答弁で、奈井江町のような小さな町にある中学校においては、なかなかこういうことがスムーズにはいかないということは理解致しました。

先ほどの笹木議員の質問にありましたけれども、今後、教育課程の改訂の時期に重なることもありまして、教職員の勤務の負担というのは更に増える時期だと思うんですね。

それで、それともう一つは、部活動というものは元々児童生徒の自治活動ですので、それを中学校時代に、楽しく、しかも実のあるものを経験するということは、生徒にとっても非常に大事なことだと考えています。

子供達が授業以外で楽しみを持ち、自治の力も鍛えられる、そういう場面が持てて、しかも教員の負担も軽減され、授業に集中できる条件も、整えられることを今後とも、中高連携などを探っていく方向で、整えられることを願って質問を終わります。

●議長

以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩を致します。

よろしくお願いを致します。

(休憩)

(11時11分)

(3. 4番石川議員の質問・答弁)

(11時21分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

一般質問を続けます。

4番石川議員。

(4番 登壇)

●4番

第2回定例会ご出席、お疲れさまでございます。

私は今回の一般質問で大綱2点にわたって、ご質問申し上げたいと思います。

よろしくお願い致します。

まず、1つ目の質問は、にわ山森林自然公園の整備についてであります。

今年3月22日に、奈井江町観光協会が、初の試みである奈井江町の観光のあり方についての意見交換会を行いました。

会には、奈井江町役場、連合区長、観光協会、商工会及び町内各団体の皆さんにご案内したところ、多数のご参加を頂き、活発かつ貴重なご意見を賜りました。

その中で多くの方達から、にわ山の桜についての意見が出されました。

ご存知のように、にわ山には1800本以上の桜が植樹されて、近年、雑誌やインターネット、口コミ等で道内でも有数の桜の名所として注目されております。

奈井江町でも公式ホームページや美しい桜のポスター、国道12号線、14号歩道橋の横断幕などでコマースをされております。

また、このにわ山には、奈井江町を一望できる四季折々の景色を楽しめる3カ所の展望台も設置しており、センターハウス周辺は管理が行き届いていて、大変きれいに整備されております。

今後、この施設を有効利用して、奈井江町の観光事業に役立てられないか、このようなことから、今回4月29日から5月7日の9日間、試行段階として、にわ山をPR致しました。

結果については、新聞報道のとおりであります。驚いたのは、期間中の来場者が6,000人を超えたということです。

この人数は、期間中の車両台数から導いたもので、1台平均約2.5人の乗車を想定しました。

約2500台弱、ピークの5月5日には1日900台を超える車両が通行しました。

当初、危険防止の為に、役場との協議の上、警察に道路の一方通行を申請しましたが、申請が急であったため許可が下りず、一方通行を即す看板設置をしながら、6日と7日は第1展望台とセンターハウスの駐車場に、にわ山の北側入り口に警備員を配置して危険防止に勤めました。

第1展望台と第2展望台には、奈井江町を紹介する音声案内を設置し、また熊避けには、道内各所で実績のある町内企業の害獣忌避装置を3台設置して対応しました。

お蔭様で事故もなく無事終了出来たことをご協力頂いた、担当所管職員の皆さんを始めとする関係者の皆さんに、この場を借りて御礼を申し上げます。

さて、今回のにわ山の桜のPRにおいて、私なりに見えてきた、にわ山森林自然公園の現状の課題が何点かありました。

先程も申し上げたように、風光明媚な景観の管理が行き届いて、きれいに整備されております。

しかし、道路の現況や通行状況、駐車場、展望台とその周辺の樹木の整備、害獣対策などには課題があると思います。

細目1点目の質問は、道路の現況と通行状況です。

展望台までの道路については、ガードレールの破損など、所々危険な箇所が見られました。

また、今回、一方通行を即す看板を設置して警備員を配置しましたが、期間中でも数台の車両が反対方向に向かいました。

看板を取り外した5月8日以降に危険な思いをされた方達もおられます。

この現状への対策が必要だと思います。

2点目の質問は、駐車場の整備についてです。

駐車場が狭く往来するのに危険な状態が見られました。

危険を回避する方法を講じる必要があると思います。

3点目の質問は、第2展望台の老朽化であります。

美しい景色が見える展望台ですが、階段、手すり等の老朽化による危険性があり、補修が必要だと思います。

また、展望台から景色を見る時、樹木が成長し視界を妨げる箇所があります。

剪定が必要であると思います。

4点目の質問は、熊や鹿の対策であります。

先程申し上げた害獣忌避装置は、展望台の音声案内と共に、町内企業の御好意により設置して頂きましたが、PR終了後、音声案内は取り外し、残りの2台は現在でも設置してあります。

センターハウスの管理をしている方の話では、設置後の効果は大きいということです。

町のホームページでは、熊の出没する危険がある場合、通行止めにする場合がある。とありますが、センターハウスの使用期間は、何かしらの対策を講じ、できるだけ利用を可能にする必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

以上4点について質問致します。

●議長

(11時26分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

石川議員の質問にお答えして参りたいと思うところでございます。

にわ山森林公園、本当に賑わって素晴らしい企画だと思えますし、敬意を表したいと思うところでございます。

まず、1点目、具体的に答弁申し上げたいと思えますが、1点目の道路状況の改善についてでございますが、この道路は、昭和45年度、林道白山線として開設されまして、作業用林道として利用されておりました。

平成21年に、町道に移管されたわけですが、道路規格や構造は林道が基準でございまして、車両のすれ違いなどについては、林道規程に基づく車回し、待避所やカーブミラー、標識等が設置されております。

また、起終点の土地は個人所有者、法人所有者がおりまして、幅員の拡幅や、ガードレール等の安全施設の設置などは大変困難な状況にあると思えます。

ご理解出来ると思うわけでございます。

しかしながら、イベント開催時には交通安全上、交通パトロールや、注意喚起の看板など、観光協会と連携をとりながら、協力を行って参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

2点目の駐車場の整備についてでございますが、本年、観光協会主催のさくらの名所ウィークに多くの方々が来場されまして、駐車場についても、混雑したと伺っているところでございます。

にわ山森林自然公園については、平成8年に整備を行いまして、駐車場の利用計画については、当時、整備後のイベント開催や、年間を通じての利用者を見込みながら、1日当たりの平均利用台数を勘案致しまして、整備を行ったところでございます。

駐車場の拡充については、現状、平坦なスペースを確保するのは困難であると考えて

いるところでございます。

今後、イベント等の開催時には、道路の通行と同様に、観光協会と連携を図るとともに、ホームページによる注意喚起の事前周知や、出入り口における表示看板の対応を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げますところでございます。

3点目の第2展望台の老朽化と、周辺樹木の整備についてでございますが、毎年、雪解け後に、傷んだ部分については、維持管理業務の中で修繕を行っているところでございますが、今後の長期的な修繕等の計画につきましては、平成30年度にセンターハウスの屋根・外部塗装を行う予定でございますが、まちづくり計画に登載しており、デッキ等の補修につきましては、後期計画の中で検討して参りたいと考えているところでございます。

また、第2展望台周辺の樹木の整備につきましては、一部、民有林もありまして、困難な箇所もありますが、町有林の部分につきましては、現地を確認しながら、伐採、枝払い等、景観を重視した事業内容を森林整備計画の中で対応できるか検討して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げますところでございます。

4点目の害獣対策でございますが、にわ山の周辺については、昨年のヒグマの出没によりまして、通行止めの対応をとるなど、頭を悩ませているところでございますが、本年、さくらの名所ウィークの開催以降、商工会のご協力によりまして、先ほど石川議員もおっしゃっていましたが、害獣忌避装置を2基設置して頂きました。

現在のところ、ヒグマの出没情報はありませんが、頭数など、細かな把握は困難でございますが、管理業者からは、センターハウス周辺でのシカの足跡等が減少しているという報告を受けておりまして、この装置で、一定の効果が表れていると感じているところでございます。

引き続き、地元猟友会と連携を図りながら、監視等を行って参りますが、忌避装置については、にわ山周辺をカバーするには、複数台の設置が必要であるため、財源手当てなどの検討も行って参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げますところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時32分)

4番石川議員。

●4番

今、4点、細目について1つずつご答弁頂きました。

また、理解できるところもでございます。

しかしながら、私なりにこれはどうしても必要ではないのかと、早急に対応しなければならないのではないかという部分については、再度質問させていただきますので、よろしくお願い致します。

まず、道路についてですが、以前、ガードレールがついていたところ、破損箇所が数

カ所見られます。

最低でもその辺は、きちんと整備しなければいけないのではないかと。

それともう一つは、一方通行化、これが通年出来ないのかどうかというところであり
ます。

それから、駐車場については、様々な問題があるというところで、しかしながら狭い
のも危険性があるのも、危険性というか車の往来が激しければ、危険性が増すわけであ
りますが、あの道路幅ではあの駐車場の広さでは不十分であると思っております。

そこら辺はただ、経費の掛かることでありますから、現状なんとか上手に使いながら
考えていかなければならないなど、私も思っております。

それから3点目の展望台なんですけれども、第2展望台、にわ山のセンターハウスの
ところの展望台ですね、それについてはかなり老朽化、破損が目立ちます。

ちょっとややもすると、人が見ている時に、危ないんじゃないかなという部分もあり
ますので、その辺は30年のセンターハウスの屋根の修復の計画がある、なお、後期計
画の中で、検討して行っていきたいというご答弁でありましたが、できるだけ早い時期
にやって頂ければと思います。

それから害獣忌避装置です。

先ほども町長おっしゃったように、熊については確認、もちろんされておりませんけ
れども、鹿の出没も非常に減っているということがあります。

鹿の出没というのは、直接、植樹した樹木なんかに害を及ぼすので、これは、非常
に効果的な装置であるということも私も認識しております。

その中で、今、ご厚意でつけて頂いている2台は、当初はこれ想定されていた中かど
うか分かりませんが、熊や鹿の通り道、そういうところ、にわ山に入る入口付近
に設置してやったところ、非常に効果が高いというお話です。

ただこれあくまでも、今民間の企業のご厚意でつけて頂いているものでありますので、
これ出来れば、好意でつけて頂くというと、責任も発生しないわけでありませ

す。そういう部分では、しっかりした経費を見ながら、これを設備して頂きたいと思いま
す。

この辺について、もう一度ご答弁お願いします。

●議長

(11時35分)

町長。

●町長

まず、道路の状況でございますが、今ほど、お話ございましたように、破損している
ところは直ちに直さなければいけないところもありますので、その点については、急遽
直していきたいと、こういうふうに思っておりますし、一方通行を一年中通してやれな
いかということもございますが、この辺については、十分、道路事業に詳しい人たちと
協議を交わしていきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願い申し
上げたいと思います。

それから、色々な面で補修等、出来ないかということ、ございましたので、直ちに出来ることと、将来にかけて、やらなければいけないこと、2つに分けて、直ちに出来ることは直ちに組み込んでいきたいと、こういうふうに思っておりますが、よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

早い時期に、直さなければいけないこともありますので、そういうことも含めて、検討して参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

ヒグマについても、先ほど入口に置いた方が効果的だと、しかも仮にやっているんだよということがございますから、こういうことについても、十分相談して参りたいと、こういうふうに思っております。

直ちにやるとは言いませんが、しかし、十分相談しながら、にわ山を全体を桜全体を見やすいように、害のないように、こういうふうにすることが私どもの任務だと思えますし、観光協会とも、商工会とも十分話し合いながら、今後、取り進めて参りたいと、こういうふうに考えておりますので、理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時37分)

4番石川議員。

●4番

どうもありがとうございます。

ありがとうございますとは言ってはいけない部分なんですけれども。

いずれにしても、町長おっしゃったように、僕も認識しているように、費用の掛かる課題であります。

しかし、危険性がある、有効な活用がなされていないということも事実でありますので、厳しい財政状況の中ではありますが、適切な時期に適切な対応が判断されることを望んでこの質問を終わりたいと思います。

2点目の質問は、奈井江町の観光事業についてであります。

私は観光事業とは、その地域全体にどれだけの経済効果をもたらすことができるのかが大きく問われていると思います。

近年、国や道においても観光が重要視され、事業の仕組みや内容も多種多彩になってきております。

先ほども申し上げましたが、ご存知のように奈井江町には観光協会があります。

この協会は、現在55の事業所と10の団体で構成され、年間約60万円の会費で運営しております。

会議には、役場ふるさと商工課長もご出席を頂き、例年パンフレットやチラシの作成、ホームページの配信、各事業への助成等を行っております。

このような中、先ほどの質問でも申し上げたように、桜のPRという観光協会初の試みを行い、今後の奈井江町の観光の活性化に結びつける手ごたえを得ております。

一方、奈井江町では、ふるさと商工課が、産業観光振興事業として、中空知観光物産事業、物産振興事業、広域観光事業や、産業まつり、奈井江町の商業パンフレットやポスターの作成、ホームページでの広報、観光協会への会費など、年間約380万円の予算で事業を行い、その他、道の駅や温泉施設の改修、補修などを行っております。

私は、施設の改修などは別としても、その他の観光事業の多くは観光協会と情報を共有しながら協力して行う方が効率的、かつ効果的であると思います。

また、商工課が観光事業を所管する以上は、観光という文言を明記するべきではないかと思います。

質問を致します。

細目1点目の質問は、ふるさと商工課が観光事業を行っていることを分りやすくするために、観光という文字を付け加えることの質問であります。

細目2点目の質問は、私は地域全体に経済効果もたらす観光事業への取り組みについて、行政と観光協会が協力して考えるべきと思いますが、町長は今後の観光協会との協力体制をどのように考えていくのかを伺いたいと思います。

●議長

(11時41分)

町長。

●町長

石川議員の2点目の観光事業についてということで、お答えして参りたいと思うところでございます。

1点目のふるさと商工課の名称に観光を付け加えることにつきましては、ご案内のとおり、平成27年4月の機構改革において、ふるさと振興課の組織体制の見直しを行い、新たにふるさと商工課を設置致しまして、観光に係る物のほか、商工業を始め、労働や統計、企業立地など、多岐にわたっている中で、ふるさと商工課としております。

本町の課の名称につきましては、多岐にわたる事務分掌を優しい言葉を用いて、かつ簡潔に分かりやすい名称を基本としておりますが、観光振興は大切であり、課名に観光を付け加えることにつきましては、前向きに検討して参りたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

2点目の観光事業を行うための観光協会との協力体制につきましては、本町の観光振興は従来より観光協会を始めと致しまして、関係機関や団体と連携を図りながら、進めて参りました。

また、町と致しましても、情報発信をして行くことは大変重要でございまして、町の紹介パンフレットやポスターを作成致しまして、イベントなどに広く活用しているほか、広域的な取り組みとして、中空知広域市町村圏組合の観光事業と連携致しまして、道内外からの観光客に対して、町のPRを行ってきたところでございます。

さて、観光は、名所や特産品による直接的な経済効果があり、更には、地域に波及するためにも、観光協会や商工会などの関係団体、民間事業者による主体的な取り組みが

重要でございます。

今回、新たな指定管理者のもと、温泉施設を再開致しまして、管理運営を行いますが、地域に愛され、利用者に喜ばれる温泉施設の充実はもちろんのこと、ないえ温泉や道の駅と連動した観光事業の取り組みも大切なポイントでございます、より一層、連携を図っていくことが必要でございます。

観光協会におかれましては、観光事業の推進に先導的役割を果たされており、今年3月には、奈井江の観光のあり方についての意見交換会が初めて開催されまして、多くの意見交換がなされたところでございます。

その際、にわ山の桜や眺望の良さなど、観光資源としての価値を再認識致しまして、活発な議論、先ほど石川議員がおっしゃったとおりでございます、活発な議論がなされまして、奈井江さくらの名所ウィークの事業に繋がったとの意義は大きく、今後も意見交換会などを重ねて、活発な議論が行われることを、大いに期待しているところでございます。

その中で、町が支援できることがあれば、前向きに検討して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げますところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時45分)

4番石川議員。

●4番

答弁にはありがたいと言っはいけないという決まりがあるようですが、再度、ありがたいと言いたくなるようなご答弁でありました。

私は、今年中にリニューアルオープンする温泉や、それから道の駅と、それからみなクルや文化ホール、Aコープや商店街のある中心市街地を結び付けるようなことを考えながら、相互の活性化を図り、地域全体に経済効果をもたらす観光事業が必要であると思います。

町長におかれましては、只今大変、私の、判断と致しましては、大変前向きなご答弁を頂いていると思います。

ただ、それには、人と知恵と、やっぱりお金が必要となってきます。

そのためにも、行政と観光協会を含む関係団体が一体となって、この観光事業を行い、このことを実現するべきであると思っております。

このようなことをご理解を頂きながら、積極的に事業を進めて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

質問を終わります。

●議長

(11時46分)

町長。

●町長

今、お話ございましたように、ご協力頂くと、同調して頂くということでございますから、なお一層頑張っていきたいと思っておりますし、人と知恵と財源が必要だということも含めて、幅広く知恵を出していきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

以上で、石川議員の一般質問を終わります。

(4. 8番大矢議員の質問・答弁)

(11時47分)

●議長

続きまして8番大矢議員。

(8番 登壇)

●8番

昼が近づいてきておりますけれども、よろしくお願い致します。

今、関東から西は梅雨入りをしていますが、沖縄では3日間で平年の6月の1カ月の1.5倍の大雨という状況でありますし、また一方、西日本は異常な少雨で佐賀やら高知では、水田が干せ、静岡では川の水がないところも出ています。

気象庁の3か月予報では雨量は平年並みということですから、今から平年並みまで降るということは、大雨になるということも考えられるということで、今日の天気予報でも明日明後日九州大雨の予報が出ているようでございます。

いずれに致しましても、異常気象が続いており、天候が偏っていて大雨には十分注意が必要であるということです。

さて、台風シーズンが近づいて参りましたので、奈井江町の大雨洪水対策について、2点町長にお伺い致します。

1点目は、近年、過去に経験したことのないようなゲリラ豪雨が多発し、多くの被害が出ており、避難所や災害対策本部が被害に遭っていることから、国は基準を見直し、百年に一度から千年に一度の雨量とした新たな洪水浸水想定地域図、いわゆるハザードマップを提示致しました。

石狩川水系、奈井江川については、本年3月に示されました。

百年に一度、千年に一度の基準がどのようなものなのか、防災計画や、避難所の変更など、今後の対応はどのようになるのか、町民への説明や周知について、どのように考えているのか、お伺い致します。

2点目は、昨年8月、北海道では異例な台風が4つ上陸や接近をし、全道各地で大雨

による被害があり、いまだに復旧出来ていない状況です。

奈井江町においても、時間40ミリを超える雨量があり、道路側溝や排水が溢れ、全町的に被害がありました。

奈井江排水機場では、撤退も考えたと聞いていますし、避難所の準備も進めていたと聞いています。

対応頂いた役場の職員、関係者の皆様の努力もあり、大きな災害にはなりませんでしたが、限界に近い状況であったのではないかと推察するものであります。

近年、局地的な豪雨が多発しており、百年に一度、二百年に一度の大雨がいつ来てもおかしくない状況だと思えます。

昨年大雨の経験を、大きな被害がなくて良かったね、で終わらせてはなりません。

検証し、評価、改善に向けて取り組む必要があると考えますが、どのように考えているのか伺います。

また、本年度具体的な取り組みがあればお答え頂きたいと思えます。

よろしくお願い致します。

●議長

(11時50分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大矢議員の質問にお答えして参りたいと思えますが、大雨洪水対策についてということで、1つ目は、国の洪水浸水想定区域図見直しの対応についてでございます。

2つ目と致しましては、昨年8月の大雨の検証と今後の対策についてでございますが、1点目の、国の洪水浸水想定区域図見直しの対応についてでございますが、国は、昨今の短時間集中豪雨など異常気象によります災害の発生を受けて、百年に一度、千年に一度という表現で、浸水想定区域の見直しを行っているところでございます。

ここでいう、百年、あるいは千年に一度の基準につきましては、国は従来から、百年から二百年に一度という部分を、年・超過・確率100分の1から200分の1という表現で基準を示しているところでございます。

平成27年度の水防法改正によりまして、千年に一度という部分、年・超過・確率1,000分の1の推計を新たに設けております。

想定最大雨量の算出の根拠には、過去の観測データから、各年の最大1日雨量等を用いて算出致しまして、洪水を想定しております。

平成27年の見直しによりまして、石狩川流域では、平成21年に150年に1回の確率で72時間260ミリと想定していたものを、今回は、千年に1回の確率と致しまして72時間358ミリの想定最大雨量が設定されているところでございます。

なお、奈井江川につきましては、道道奈井江浦臼線の吾妻橋より下流の、国が管理する区域を対象と致しておりまして、浸水想定区域の設定に組み込まれているところでござ

ざいます。

ハザードマップについては、現在、石狩川流域の全体を現した、紙ベースの図面が示されておりますが、これから各自治体に対し、より詳細な電子データが提供されますので、これを用いて奈井江町に係るマップの作成に着手して参りたいと思っております。

7月に開催される防災協力員会議でもご意見を頂きながら、避難所の記載など、より分かりやすく、マップに織り込んで参りたいと考えているところでございます。

これらの取り組みについては、広報紙の防災特集により周知をするほか、災害対策基本法など、法律の改正による対応など、必要に応じて、防災計画等の見直しを進めて参りますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

次に、2点目の大雨の検証と今後の対策についてであります。昨年8月の大雨につきましては、17日から24日にかけて、連続して発生した台風7号、11号、9号の影響によりまして、8日間の総雨量は332ミリを記録致しました。

また、20日の午前11時から午後2時までの3時間で87.6ミリという集中豪雨を記録したことによりまして、町内各地で、浸水・冠水の被害が確認されましたが、午後1時の時点で、災害対策本部を設置しております。

この集中豪雨等の影響を受けて、豊沼奈江川の一部で氾濫したほか、町内2カ所の排水機場でも、8日間にわたる継続的な運転を余儀なくされたところでございます。

また、公民館において、避難者を受け入れるための準備を行ったところであります。

こうした、昨年大雨に対する対応については、災害対策本部において、時系列的に記録を残しておりますので、今後の災害に対する教訓として活用して参りたいと、このように思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

本年度の具体的な防災対策と致しまして、1つ目としては、災害時のパトロールについては、過去の災害で被災した箇所を重点的に実施しておりますが、昨年、新たに被災した箇所を重点箇所に加えまして、より効率的なパトロールを行い、被害が最小限に抑えられるよう取り組んで参りたいと思うところでございます。

2つ目と致しまして、昨年、避難所として公民館に開設の準備を行いましたが、災害時に的確な避難所設営を行うために、9月には、向ヶ丘地区におきまして、職員による避難所開設訓練と、住民による避難訓練を合同で実施する予定でございます。

3つ目と致しまして、北海道庁との連携についてであります。この5月18日には、北海道危機対策局職員が来庁致しまして、私もおりましたが、防災ミーティングと題して、打ち合わせを行ったところでございますが、様々な国の対応との連動や、市町村への支援に関する説明を受けたところでございます。

今後開催する、各種訓練に関しても、支援を要請したところでございます。

水害、地震など災害の形態は多岐にわたりますが、様々な状況に的確に対応できるよう、過去の災害を教訓に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時57分)

8番大矢議員。

●8番

ちょっと多岐に渡っていますので、ハザードマップの関係については、詳細なデータが提供されるので、それを持って7月の防災会議の中で検討して、今後進められるということなんですけれども、もう少し具体的なスケジュール分かりましたら聞きたいんです。

完全にこれを持って、今は吾妻橋から下しか詳しいデータマップが出てないということなのか、どの段階で、これが奈井江町全体のマップが出たのに合わせて、7月の防災会議で奈井江町の避難所がどこなのか、また、どういう対応するべきなのかというのが組まれるのかなというふうに感じたんですけれども、その辺、町民に知らされるまでのスケジュール、もうちょっと詳しく分かりますでしょうか。

それともう1点なんですけれども、今、奈井江の排水機場が3年計画で整備をされました。

残念ながら新しくなったんですから能力上がったのかなと思いましたが、道の基準が変わらないということで、容量が変わらないんですね。

私どもの基盤整備事業も町内大変進められているんですけれども、排水関係が道の基準によるということなものですから、ちょっと大きな雨降ったら一気に水が出てくるということで排水が溢れてしまうということで、その辺も道の基準が見直されない限り変わらないのかなと思うので、その辺もやはり近年こういうふうに集中豪雨が多いわけですから、基準の見直しを道に働きかけて頂きたいなというふうに思うんですけれども、その辺、町長の考えをお伺いしたいと思います。

●議長

(11時59分)

町長。

●町長

今、お話ありましたように、基準と見直しということでございますが、これは、道と話し合っていきますが、ただ、基準は基準であって、あくまでも、そういうことを道は示しておりますので、従わざるを得ないこともありうるということでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

それからハザードマップについてでございますが、先ほど申し上げましたように、答弁で申し上げましたように、7月にデータが示されるところでございます。

浸水区域の図面、これを基に致しまして、防災協力会会議で意見を伺って参りたい。

具体的に示していきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどを。

今、いついつ開くとか、そういうことはまだそれぞれの日程がございますから、打ち合わせしながら、今後のスケジュールを考えていきたい、こういうふうに思っておりますから、よろしくご協力のほどお願い申し上げたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(12時01分)

8番大矢議員。

●8番

はい、分かりました。

最後になりますけれども、東日本大震災、熊本地震や各地で起こる洪水を見ても分かるように、人間の力では自然の猛威を防ぐことは出来ないのは明らかだと思うんですね。

やっぱり避難をするということが大事であるということで、特に夜間や豪雨は、避難が難しいわけですから避難所を早めに開設し、高齢者など、避難に時間の掛かる方は早めに自主的に避難してもらおうということが大変大事だと思います。

最近の雨は短時間に局地的に降ることが特徴ですから、過去の経験は参考にならないということで、そういうことを考えると町民の意識を変えていくことが大変重要になると思います。

その中で今回向ヶ丘でそういう避難訓練、それから避難所の開設の合同訓練というんですか、そういうのは、いいことだなと思います。

その辺、意識改革について、町長の考えを最後にお聞きしたいと思います。

●議長

(12時02分)

町長。

●町長

おっしゃる通りでございまして、短期的に、集中的に降るわけでございますから、今までの備えとちょっと変わって、意識改革もしなければいけないということは承知致しておりますから、特集の中で、是非、こういうことも含めて、町民に知らせていきたいとこういうふうに考えておりますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げたいと思うところでございます。

そして、9月には、向ヶ丘地区における職員による避難所開設訓練と住民による避難訓練を合同で実施する予定でございますので、出来るだけ皆さんが来て頂きながら、情報を共有して頂きたい。

そしてまた訓練、終わった後、一斉に広報でもって知らせながら、取り組みを紹介して参りたい、こういうふうに考えておりますので、ご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

以上で、大矢議員の一般質問を終わります。

これで、町政一般質問を終わります。

ここで昼食のため1時10分まで休憩と致します。

(昼休憩)

(12時03分)

日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑

(13時07分)

●議長

会議を再開致します。

日程第6、報告第1号「平成28年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第2回定例会のご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書の1頁をお開き下さい。

報告第1号「平成28年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」

平成28年度奈井江町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成28年度の繰越計算書でございますが、この計算書は、3月定例会においてご決定を頂きました3事業の翌年度繰越額が確定したことに伴い、報告をするものであり、2款3項個人番号カード等関連事務委任係る交付金事業では45万3千円、3款1項臨時福祉給付金（経済対策分）事業であります。2,676万円、10款2項奈井江小学校グラウンド改修工事では5,631万2千円、合計で8,352万5千円を繰り越すものでございます。

以上、報告申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば、発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みと致します。

●議長

日程第7、報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「前期実施計画」の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の2頁。

報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「前期実施計画」の変更について」

奈井江町第6期まちづくり計画「前期実施計画」の変更を行ったので、次のとおり報告する。

平成29年6月20日提出、奈井江町長。

別冊で配布をしてございます定例会資料の1頁をお開き下さい。

今回の変更につきましては、新規事業の新たな掲載、また、実施項目の内容変更等の整理を行ったものでございます。

黒い四角の記号の現状と課題では、幼稚園就園支援に関わる根拠法令の文言の整理をしております。

2頁にわたります実施項目では、私立幼稚園等への支援、第3子以降の給食費無料化の2項目について新たに掲載をしたほか、認定こども園保育料の軽減措置など7項目で実施内容及び担当課の変更を行ってございます。

次に、3頁にわたりますハード事業の実施項目では、寿公園改修工事など4項目を新規掲載したほか、東団地公営住宅解体工事など11項目で事業年度を変更してございます。

4頁では、各分野別計画で奈井江町公共施設等総合管理計画を新規に掲載をしたほか、完了事業4項目を一覧にまとめてございます。

なお、今回の報告に基づき、改定を行いました計画書を、別冊で配布をしてございます。

合わせてご覧を頂きたいと存じます。

以上、第6期まちづくり計画の前期実施計画の変更につきまして、説明を致しました。よろしくご審議の上、ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
報告第2号を報告済みと致します。

日程第8 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時12分)

●議長

日程第8、議案第8号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の39頁をお開き下さい。

議案第8号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

平成29年6月20日提出、奈井江町長。

本条例は、国の子ども・子育て支援法施行令及び同法施行規則の一部改正に加えて、本年度より北海道が実施をする多子世帯の保育料軽減支援事業への対応を図るため、本条例の一部を改正をし、軽減が図られるものにつきましては、本年4月1日に遡って、また、増額となるものにつきましては、7月1日より適用をしようとするものでございます。

詳細について、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

第2回定例会、ご出席お疲れさまでございます。

議案第8号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明させていただきます。

説明は資料を使って行いますので、資料27頁の資料5をご覧頂きたいと思っております。

本条例の改正は、国の規則等の改正に伴う、保育料負担軽減措置の拡充と、一定の所得階層の保育料額が引き上げられたことに伴い、国の基準と整合性を図るための改正と合せ、今年度より、北海道が実施する多子世帯の保育料軽減支援事業への対応を図るた

め、改正を行うものであります。

27頁、アの教育標準時間認定幼稚園機能に関する保育料では、所得階層の第6階層から第8階層において、今ほど申し上げました、保育料額の引き上げに伴い、徴収基準額の改正を行うものであります。

28頁をご覧ください。

イの保育認定における保育料におきましても、幼稚園機能と同様に、所得階層の第5階層から第8階層の徴収基準額の改正を行うものであります。

29頁の中段以降に記載する、ひとり親世帯及び障がいのある方の世帯の保育料になりますが、第3階層及び第4階層において、保育料軽減の改正を行うものであります。

30頁をご覧ください。

30頁から32頁にわたりまして、第2子に対する保育料を記載してございますが、30頁上段及び31頁中段の教育標準時間認定では、第6階層から第8階層、31頁の上段及び32頁の保育認定では、第5階層から第8階層において、それぞれ徴収基準額の改正を行うものであります。

33頁をご覧ください。

教育標準時間認定及び保育認定におきまして、第2階層の第2子のお子さんの保育料を無料とする徴収基準額の改正を行うものであります。

34頁をご覧ください。

北海道では、3歳未満の第2子以降のお子さんで、所得階層第5階層までの世帯を対象に、保育料を無料化とする多子世帯の保育料軽減支援事業を本年度から実施することに伴いまして、奈井江町におきましても、本事業への対応を行い、子育て支援の充実を図るため、備考第8項として、条文の追加を行うものでございます。

附則における適用日でございますが、備考第2項、第6項及び第8項の規定につきましては4月1日とし、また、ア及びイの保育料徴収基準額表、備考第3項及び第4項の規定におきましては7月1日とするものでございます。

以上、奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げました。

よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時18分)

●議長

日程第9、議案第1号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の3頁をお開き下さい。

議案第1号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」

平成29年度奈井江町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,313万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,685万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月20日提出、奈井江町長。

次頁をご覧下さい。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入であります。

12款分担金及び負担金136万5千円を減額し2,321万7千円、14款国庫支出金39万7千円を追加し2億1,739万3千円、15款道支出金896万円を追加し6億9,709万5千円、17款寄附金23万円を追加し3,023万円、18款繰

入金8,476万3千円を減額し2億3,936万8千円、19款繰越金9,698万円を追加し9,698万1千円、21款町債270万円を追加し7億5,800万円、歳入合計では2,313万9千円を追加し57億4,685万8千円であります。

5頁の歳出でございます。

2款総務費1,265万3千円を追加し2億6,519万3千円、3款民生費181万5千円を追加し9億263万5千円、4款衛生費167万2千円を追加し6億8,824万8千円、6款農林水産業費402万2千円を追加し8億7,641万3千円、8款土木費178万9千円を追加し5億9,898万円、10款教育費118万8千円を追加し2億1,692万8千円、歳出合計では2,313万9千円を追加し57億4,685万8千円とするものでございます。

第2表の地方債補正であります。

新たに追加をしたものが、高速メタン発酵処理施設長寿命化修繕事業でありまして200万円ということで追加をするものでございます。

起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率については、4.0%以内としますが、ただし、利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率によるものとします。

償還の方法については、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるというふうにさせて頂きたいと存じます。

2つ目の事業であります、農業農村整備事業（土地改良事業）であります。

20万円に150万円を追加し170万円とするものでございます。

起債の方法等々につきましては、前回提案のものの変更がございません。

それでは、補正予算（第4号）の内容につきまして、歳出より説明を致しますので11頁をお開き下さい。

2款1項1目の一般管理費では、行政情報システムに要する経費として、本年10月より運用開始となります社会保障・税番号制度システム整備に係る負担金で62万3千円を追加計上。

4目財産管理費では、職員・教員住宅の維持管理等に要する経費として、職員住宅の修繕料180万円を追加計上。

10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金で23万円を追加計上。

13目役場庁舎整備基金では、1千万円の追加計上をしてございます。

12頁をお開き下さい。

3款1項8目高齢者対策費では、老人総合福祉施設に要する経費として、やすらぎの家の厨房機器のオープンの入れ替えに係ります負担金181万5千円を追加計上してございます。

2項4目の認定こども園費では、道の新規事業である多子世帯保育料軽減支援事業の実施に伴い、補助金及び保護者負担金の財源振替を行ってございます。

4款1項1目の保健衛生総務費では、公衆浴場に要する経費として、燃料、水道料の

平成28年度分の精査に加えまして、新たにパート職員の雇用に係る人件費に対する支援を追加を致しまして、松の湯に対する補助金として167万2千円の追加計上をさせていただきます。

13頁の、2項1目塵芥処理費では、砂川地区保健衛生組合の高速メタン発酵処理施設の長寿命化修繕に係る費用につきまして、砂川市と北海道との協議を経て、過疎債のハード事業の対象となる見込みとなりましたことから、過疎債の二次申請を予定し財源振替を行ってございます。

6款1項1目では、農業委員会費であります。農業委員の報酬に対する農地利用最適化交付金の交付に伴い、財源振替を行ってございます。

3目の農業振興費では、農業振興に要する経費として、農業機械購入に対する助成が1名分採択されたことによりまして300万円を追加計上。

5目の農地費では、道営土地改良事業に要する経費として、厳島南地区の促進費対象面積の変更に伴い、ソフト事業からハード事業に変更となった部分の319万3千円を見込み精査してございます。

荒廃農地等利活用促進交付金に要する経費と致しましては、荒廃農地の再生利用活動に対する補助金2名分で102万2千円を追加計上しております。

14頁をお開き下さい。

8款2項1目の道路維持費では、道路の維持管理に要する経費として、道道の維持補修業務に係る委託料で266万5千円を追加計上。

4項2目の下水道費では、下水道事業会計におけます繰越金が確定したことに伴い、繰出金の精査を行いまして、87万6千円を減額計上しております。

15頁にわたります。10款1項教育の事務局費では、スクールバスの運行に要する経費で、現在、2台所有しておりますスクールバスのうち1台の暖房ヒーターが故障したことに伴いまして、修理、リース等々について検討した結果、定期的に点検は出しておりましたが、年式が古く、今後も故障などが懸念されるため、早急な対応が必要と考えまして、中古バスの購入費ということで118万8千円の追加計上をさせていただきます。

続きまして、歳入について説明を致しますので、8頁にお戻り下さい。

12款1項2目の民生費負担金では、道の新規事業であります、多子世帯保育料軽減支援事業による、3歳未満の第2子以降の保育料無料化に伴いまして、認定こども園保護者負担金136万5千円を減額してございます。

14款2項1目の総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備補助金で39万7千円を追加計上。

15款2項の2目民生費道補助金では、多子世帯保育料軽減支援事業の実施市町村に対する補助金173万5千円を追加計上してございます。

4目農林水産業費の道補助金では、厳島南地区の促進費対象面積の変更に伴いまして、中心経営体農地集積促進事業補助金で175万7千円を減額計上となったほか、農業競争力基盤強化特別対策事業交付金等々、4つの補助事業、交付金事業で631万7千円の追加計上を行ってございます。

9頁の3項道委託金、2目土木費委託金ですが、道路施設維持管理委託金で266万

5千円を追加計上。

寄附金では、後藤すみ子様、石丸洋子様のご寄附により23万円を追加計上してございます。

19款の繰越金では、前年度からの繰越金9,698万円を追加計上しております。

10頁をご覧ください。

町債の過疎債では、高速メタン発酵処理施設長寿命化修繕事業で200万円を追加計上。

農業農村整備事業で150万円を追加計上。

中心経営体農地集積促進事業に係る過疎地域自立促進特別事業で80万円を減額計上してございます。

以上におけます歳入歳出の差8,476万3千円につきましては、財政調整基金繰入金と同額減額計上を行い、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

8番大矢議員。

●8番

今ほど説明のありました14頁の教育費、備品購入費で118万8千円でありますけれども、今ほど副町長の説明では、中古のスクールバスの購入費ということなんですけれども、中古のスクールバス購入になった経緯をもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

●議長

事務局長。

●教育委員会事務局長

只今の議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回スクールバスの中古車を購入となった経緯でございますが、本年4月の下旬に暖房が不良であるという報告を受け、修理に出しましたところ、暖房の基盤が故障をしているということでございました。

バスの年式が古いことから、中古の部品の方を探してもらっていたところなんですけれども、5月に入りまして、中古の部品も、もうないということから修理不能となったところでございます。

これを受けまして、バスの対応につきまして、緊急を要するものですから、リースも含めまして検討をしていたところ、適切な中古のバスがあることが分かりまして、リースと中古車購入とを比較検討致しまして、中古車バスを購入する方が優位性があると判

断をし、今回補正予算を上程させて頂きましたので、よろしくご理解して頂きますよう、お願い致します。

●議長

8番大矢議員。

●8番

教育長に伺いますけれども、中古バスの相場が分かりませんが、金額から考えますとかなり古い車両ではないかと思えます。

これ何年使用することを想定しているのか、また、もう1台のバスについても、かなり老朽化してましますけれども、スクールバスの更新について、どのように考えているのかお伺いします。

●議長

教育長。

●教育長

まず、今、購入を予定をさせて頂いておりますバスの年式については、平成13年の車ということでございます。

また、今後の、今2台持つてございますが、故障したバスにつきましては、今、予算をお願いしております、中古バスということでございますけれども、もう1台のバスにつきましては、いずれにしましても、両方とも年数が経っていることから、私どもと致しましては、バスの更新について、大きな課題の一つということで考えをさせて頂いております、まちづくり計画において、バスの新規更新ということで計画をさせて頂いたところでございます。

そういうことで、まずは、もう1台のバスにつきましては、来年度以降の早い時期におきまして、まず、国、道の補助金をお願いしつつ、新規更新に向けて、また関係部署と協議をさせて頂き、新規更新に向けて検討させて頂きたいという考え方を持っております。

また今回、購入を致しますバスにつきましては、そのバスの状況、また勘案をさせて頂きながら、更新時期を改めて判断をさせて頂きたいということで考えておりまして、よろしくご理解の程をお願い申し上げたいと思えます。

●議長

8番。

●8番

1台については、更新を考えているし、今の中古については、程度を見ながらということなんですけれども、子供たちの命を預かっているわけですから、町内の短距離運行

とはいえ、安全第一に取り組んで頂きたいと申し上げたいと思います。

●議長

その他、質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時35分)

●議長

日程第10、議案第2号「平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の16頁をお開き下さい。

議案第2号「平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」

平成29年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めると

ころによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月20日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入であります。

5款繰入金202万6千円を減額し1億825万1千円、6款繰越金202万6千円を追加し202万7千円、歳入合計の補正は0でありまして、歳入の合計は2億7,307万円であります。

歳出についての補正はございません。

それでは、補正予算の内容について説明を致します。

18頁の歳入のところをご覧ください。

6款の繰越金では、前年度からの繰越金202万6千円を追加計上。

これに伴いまして繰入金を同額減額計上をし、収支の均衡を図ってございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 1 1、議案第 3 号「平成 2 9 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 1 9 頁をご覧ください。

議案第 3 号「平成 2 9 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」

平成 2 9 年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 3 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9, 5 2 8 万 6 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 6 月 2 0 日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

始めに歳入であります。

4 款繰越金 5 9 万 1 千円を追加し 5 9 万 2 千円、5 款諸収入 4 万 5 千円を追加し 6 万 8 千円、歳入合計が 6 3 万 6 千円を追加し 9, 5 2 8 万 6 千円。

続きまして、下段の歳出であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金で 5 9 万 1 千円を追加し 9, 4 8 3 万 7 千円、3 款諸支出金 4 万 5 千円を追加し 6 万 6 千円、歳出合計が 6 3 万 6 千円を追加し 9, 5 2 8 万 6 千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出より説明を致します。

2 3 頁をお開き下さい。

後期高齢者医療広域連合納付金では、前年度繰越金の確定により 5 9 万 1 千円を追加計上。

諸支出金、償還金及び還付加算金の保険料還付金であります。後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの不備によります賦課誤りが全国的に発生をする中、当町においても、現在のところ 2 名の方から過大徴収をしていたことが判明をしております。

このことによります保険料の還付金 4 万 5 千円を追加計上しております。

次に、歳入について説明を致しますので、2 2 頁をご覧ください。

4 款の繰越金では、前年度からの繰越金 5 9 万 1 千円を追加計上。

5 款 1 項の保険料還付金では、歳出で説明しました、保険料の還付金について、後期高齢者医療広域連合からの収入を同額追加計上してございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 3 時 4 3 分)

●議長

日程第 1 2、議案第 4 号「平成 2 9 年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 24 頁をお開き下さい。

議案第 4 号「平成 29 年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」

平成 29 年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 6 月 20 日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入であります。

3 款繰入金 87 万 6 千円を減額し 2 億 8, 556 万 2 千円、4 款繰越金 87 万 6 千円を追加し 87 万 8 千円、歳入合計が、補正額 0 で 4 億 6, 070 万円とするものでございます。

歳出の補正はございません。

それでは補正の内容につきまして歳入の説明を致しますので、27 頁をお開き下さい。4 款繰越金であります。前年度からの繰越金 87 万 6 千円を追加計上しております。これに伴いまして、3 款繰入金、一般会計繰入金を同額減額計上を行い、収支の均衡を図ったところでございます。

なお、28 頁の歳出におきましては、歳入予算の補正に伴いまして、公債費の財源振り替えを行っているところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

おはかりします。

6月21日は、議案調査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案調査のため6月21日は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

なお、22日は10時00分より会議を再開します。

大変、ご苦労さまでした。

(13時46分)

平成29年第2回奈井江町議会定例会

平成29年6月22日（木曜日）

午前9時58分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 7号 奈井江町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第10号 奈井江町地域優良賃貸住宅条例
- 第 4 議案第 5号 奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 6号 奈井江町工業振興課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 9号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第11号 奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 8 議案第22号 工事請負契約について【米穀乾燥調製貯蔵施設増設工事】
- 第 9 議案第23号 工事請負契約について【ないえ温泉施設等大規模改修工事】
- 第10 議案第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第17号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第18号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第19号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第20号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第21号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める
意見書
- 第12 会議案第1号 奈井江町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第13 会議案第2号 議員の派遣承認について
- 第14 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第15 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第16 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員 なし

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	北	良 治
副 町	長	相 澤	公
教 育	長	萬	博 文
まちづくり参事	碓 井	直 樹	
健康ふれあい参事	小 澤	敏 博	
会 計 管 理 者	小 澤	克 則	
くらしと財務課長	馬 場	和 浩	
まちなみ課長	大 津	一 由	
おもいやり課長	松 本	正 志	
ふるさと商工課長	横 山	誠	
ふるさと創生課長	石 塚	俊 也	
ふるさと農政課長	辻 脇	泰 弘	
教育委員会事務局長	山 崎	静	
町立病院事務長	杉 野	和 博	
代表監査委員	中 野	浩 二	

○欠席した者の氏名 なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	岩 口 茂
議 会 庶 務 係 長	東 藤 美妃代

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第2回定例会、最終日、大変にご苦労さまです。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番石川議員、5番三浦議員を指名します。

日程第2 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(9 時 5 8 分)

●議長

日程第2、議案第7号「奈井江町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

皆さん、おはようございます。

定例会の2日目、ご出席大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第7号について説明を申し上げます。

議案書の32頁をお開き下さい。

議案第7号「奈井江町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」

平成29年6月20日提出、奈井江町長。

本条例の改正につきましては、奈井江町地域優良賃貸住宅条例の制定を行いたいとする中、これに準用します現行の条例の見直しによります条項の追加や文言の整理を行うため、一部改正をしようとするものでございます。

詳細について、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお

願ひ致します。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

改めまして、おはようございます。

第2回定例会のご出席、大変お疲れさまでございます。

議案第7号「奈井江町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」について、概要についてご説明致しますので、別冊の定例会資料11頁、新旧対照表をお開き下さい。

今回の条例の改正は、議案第10号で提案致します奈井江町地域優良賃貸住宅条例の制定を行うため、奈井江町特定公共賃貸住宅管理条例の規定を準用するため、条例の一部は、町営住宅条例を参照しておりましたが、現行条例の中で新たに規定するとともに、近隣自治体との整合を図り、条項の追加及び文言整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

11頁、第2条（用語の定義）の各号において文言整理を行い、次条以下、改正条例について賃貸住宅を、特定公共賃貸住宅に改めております。

第3条（設置）第1項では、住宅の名称、位置等は規則で定めておりましたが、中堅所得者等の賃貸住宅の供給を促進し、特定公共賃貸住宅を設置することに改め、第2項として、住宅の名称、位置その他必要な事項は、施行規則で定めることとしております。

11頁から12頁わたります、第4条（入居者の公募方法）第1項では、公募の方法を、2つ以上の方法に加え、第3号では、文言の整理、第4号を追加規定しております。

12頁から13頁にわたります、第6条（入居者の資格）第1項第1号を削除し、以下各号の繰り上げを行い、第1号では、市町村税の滞納者を、入居しようとする者及び現に同居又は同居しようとする親族を加え、各号の文言整理を行っております。

14頁、第9条（入居者の選定の特例）では、同居親族が多い者や居住の安定を図る必要がある者は、規則で定めるものに改め、入居者の選定を、別に行う抽選又は抽選によらない公正な方法を加えております。

第10条（入居補欠者）第3項では、入居補欠者の入居できる権利の効力を失うことを追加規定しております。

15頁から16頁にわたります、第11条の2（収入の申告等）について、新たに規定しております。

第1項では、町長へ収入申告を毎年度、規則で定めることの規定を、第2項では、同居者の人数の増減その他特別の事情があった場合の申告、第3項では、入居者の収入の額を認定し、入居者に通知することの規定、第4項では、入居者の認定に対して、規則で定め、意見を述べることのできる旨の規定を追加しております。

第12条（家賃の決定及び変更）第1項では、家賃の規定を含めた条文を整理し、第2項以下、文言整理を行っております。

17頁から18頁にわたります、第15条（家賃の減額申請）では、第4項第5項を新たに追加しております。

第4項では、減額の決定は、決定した日の属する年度内に限り、効力を有することとし、第5項では、規則に定めた申請に係る所得が、効力を有する間に変動した時の申請などを追加規定しております。

19頁、第21条（入居者の費用負担義務）では、第5号を第6号とし、新たに第5号、軽微な修繕及びその他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用の規定を追加しております。

20頁、第23条中（入居者の保管義務）では、第7項を第8項とし、新たに第7項として、町長の承認を得ずに用途変更や増築等を行った場合や入居者の責任により特定公共賃貸住宅を傷つけた場合は、入居者の責任において原形復旧や費用を賠償することの規定を追加しております。

21頁、第24条の2（入居の承継）を新たに規定しております。

第1項では、入居者が亡くなった場合や退去した場合に、当該入居者と同居していた者が引き続き居住する場合は、規則に定め、町長の承認を得ることを規定し、第2項では、各号のいずれかに該当する場合は、承認してはならないことを規定。ただし承認を得る者が病気や特別の事情があり、引き続き居住することが必要であると町長が認めるとき、ただし書きを規定しております。

第1号では、入居者と同居していた期間が1年に満たないとき。第2号では、第26条第1項第1号不正の行為から第5号規定に違反したまでの、いずれかに該当。第3号では、承認を得る者又は同居若しくは同居する親族が暴力団であるとき。第4号では、特定公共賃貸住宅の管理に著しい支障があると認められるときを、それぞれ規定しております。

22頁、第24条の3（入居者の届出義務）を新たに規定しております。

第1項では、入居者は各号のいずれかに該当する場合に規則で定め、その旨を町長に届け出ることを規定。

第1号では、同居の承認に規定する場合を除き、同居者に異動があった場合を規定。第2号では、連帯保証人に変更があった場合を規定しております。

22頁から23頁にわたります、第26条中（明渡し請求）第1項第5号では、規定違反の条文を整理、第3項では、明渡しに応じない場合の損害賠償の規定を追加。

第27条の2（使用の中止の届出）では、駐車場の使用を中止する場合は、使用を中止する日の5日前までに町長に届けることを新たに規定しております。

24頁、第28条（住宅監理員及び住宅管理人）では、条文の整理を行い、第28条の2では、立入検査の要件について、新たに規定しております。

24頁から25頁にわたります、第29条（警察署長の意見の聴取）第3号を第4号とし、新たに第3号では、入居の承認をする場合について、現に同居又は同居しようとする親族を新たに規定しております。

25頁から26頁にわたります、第32条（罰則）では、詐欺その他不正の行為の範囲を、共益費、駐車場使用料を追加し、条文を整理するものです。

議案書 37 頁に戻りますが、附則としまして、本条例の施行年月日は、公布の日からとしています。

以上、奈井江町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 10 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 08 分)

●議長

日程第 3、議案第 10 号「奈井江町地域優良賃貸住宅条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の55頁をお開き下さい。

議案第10号「奈井江町地域優良賃貸住宅条例」の制定であります。

平成29年6月20日提出、奈井江町長。

本条例は、昨年開設を致しました奈井江町サービス付高齢者向け住宅が、公的賃貸住宅としての性質を有していることから、地域優良賃貸住宅であることを条例等において位置付けをし、公的賃貸住宅に対する補助金等、各種施策を活用できるようにするため、新たに制定をしようとするものでございます。

詳細について、担当課長より説明を申し上げますので、よろしく審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

議案第10号「奈井江町地域優良賃貸住宅条例」の制定についてご説明致しますので、議案書55頁をご覧ください。

今回の条例制定につきましては、昨年12月、病院内に整備致しました奈井江町サービス付高齢者向け住宅について、公的な賃貸住宅としての役割を担っていることから、地域優良賃貸住宅であることを条例等において明確に位置付けをし、公的賃貸住宅に対する各種補助制度等を活用できるようにするため、新たに、奈井江町地域優良賃貸住宅条例を制定するものであります。

それでは、制定の概要について、ご説明申し上げます。

第1条（趣旨）では、この条例は、特定優良賃貸住宅の促進に関する法律及び地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅及び共同施設の管理について、法などで定めるもののほか必要な事項を規定しております。

第2条（用語の定義）では、第1号地域優良賃貸住宅、第2号共同施設、第3号所得を各号で規定しております。

第3条（設置）では、地域優良賃貸住宅の名称を、奈井江町サービス付高齢者向け住宅と定め、位置については奈井江町字奈井江12番地と規定しております。

55頁から56頁にわたります、第4条（入居者の資格）第1項では、地域優良賃貸住宅の入居者の資格等を規定し、第1号から第4号において全てを満たす要件を規定しております。

第2項では、災害、不良住宅の撤去その他の特別な事情がある場合において、町長が入居を認めることができることを規定しております。

第5条（奈井江町特定公共賃貸住宅管理条例の規定の準用）では、第4条から第32条までの規定を、地域優良賃貸住宅について準用することを規定しております。

第6条（サービス付高齢者向け住宅の特例）として、管理及び運営に関することにつきましては、奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等に関する条例で規定することとしております。

第7条（委任）では、必要な事項は、規則で定めるものとしております。

附則と致しまして、本条例の施行年月日につきましては、公布の日からとしております。

以上、奈井江町地域優良賃貸住宅条例の制定について、ご説明申し上げました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

（10時14分）

●議長

日程第4、議案第5号「奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書の29頁をお開き下さい。

議案第5号「奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例の一部を改正する条例」

平成29年6月20日提出、奈井江町長。

本条例の改正であります。今ほど議決を頂きました。議案第10号の提案理由と同様に、町立国民健康保険病院内のサービス付高齢者向け住宅については、公的賃貸住宅としての性質を有していることから、地域優良賃貸住宅としての位置付けを明確にし、公的賃貸住宅に対する各種施策を活用することができるよう、条文の整理を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細について、担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

町立国保病院事務長。

●町立国保病院事務長

改めまして、おはようございます。

第2回定例会のご出席、お疲れさまでございます。

私の方から、議案書29頁、議案第5号「奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明致します。

昨年12月に病院内に整備致しましたサービス付高齢者向け住宅、あんしんにつきましましては、公的な賃貸住宅としての役割を担っているということで、第1回定例会におきまして、奈井江町立国民健康保険病院事業の設置に関する条例を一部改正致しまして、地域優良賃貸住宅制度に基づく住宅であることを規定しております。

今後、公的賃貸住宅に関する補助制度等を活用することについて、北海道と具体的な協議をその後進めてきたところ、特定公共賃貸住宅管理条例等に準じた規定の整備をする必要があるとのご指導を頂いております。

このことから、本条例及び特定公共賃貸住宅等の条例と及び施行規則について、改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、別冊の定例会資料の方でご説明を致しますので、資料5頁、新旧対照表をお開き頂きたいと思っております。

第2条第6項では、入居者の所得が入居基準を超えることとなった場合など、入居費を軽減しない場合に適用する入居費等については、第一段階から第4段階までの軽減した入居費等ではなく、基準額を基本とするということについて規定をしております。

第2条の2と致しまして、サ高住入居費の決定方法及び入居費を変更する場合の要件について新たに規定をしております。

6頁をご覧下さい。

第3条第1号及び第4号につきましては、第2条の2を追加したことによります文言

の整理です。

別表第3につきましては、地域優良賃貸住宅の入居基準を超える所得者が発生した場合に適用する収入段階であります基準額について追加を致しまして、その適用となる所得金額、及び、第1段階の適用となる所得の範囲について整理をしたほか、同表中、収入金額の定義を適用する所得段階については、第1段階から第4段階までであるということの規定しております。

7頁から8頁に渡りますが、別表第4では、入居費の区分に基準額の行を新たに追加し、基準額となります入居費を規定したほか、同表の共益費、状況把握・生活相談サービス、給食費、暖房費、電気料、敷金の各収入段階に基準額を新たに加える改正を行うものであります。

議案書の30頁に戻りますが、本条例の施行年月日につきましては、公布の日からということで附則において規定しております。

なお、この改正によりまして、収入申告等の義務違反などの違反行為や、所得金額の大幅な増加などが無い場合につきましては、現在の入居者の入居費等に影響を与えるものではないということについて申し添えさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時18分)

●議長

日程第5、議案第6号「奈井江町工業振興課税免除に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の31頁をお開き下さい。

議案第6号「奈井江町工業振興課税免除に関する条例の一部を改正する条例」

平成29年6月20日提出、奈井江町長。

本案につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴いまして、奈井江町の固定資産税の課税免除の対象となる事業について、ソフトウェアの部分を削除する一方で、農林水産物等の販売業を追加するものでございます。

以上、改正条例の概要について説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時20分)

●議長

日程第6、議案第9号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の49頁をお開き下さい。

議案第9号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例」

平成29年6月20日提出、奈井江町長。

本条例は、子ども・子育て支援法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴い、また、本年度より、北海道が実施をする多子世帯の保育料軽減支援事業への対応を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございますが、本定例会の1日目に、町が運営をする認定こども園を対象とする議案第8号について議決を頂いたところでありますが、本条例においては、認定こども園以外の施設を対象とする保護者の負担軽減を行うため、条例の改正をしようとするものでございます。

この後、詳細について、担当課長より説明を致しますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

改めまして、皆さん、おはようございます。

第2回定例会出席、お疲れさまでございます。

私の方から、議案第9号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明致します。

説明は、資料を使って行いたいと思いますので、資料35頁をご覧頂きたいと思います。

本条例の改正は、国の規則等の改正に伴う保育料負担軽減措置の拡充と、今年度から、北海道が実施する多子世帯の保育料軽減支援事業への対応を図るための改正でございます。

35頁、別表第1の保育料徴収基準額表では、所得階層の第3階層の世帯における、保育料軽減の改正を行うものでございます。

36頁をご覧ください。

別表第2の2、ひとり親世帯及び障がいのある方の世帯の徴収基準額表になりますが、第3階層及び第4階層の世帯におきまして、保育料軽減の改正を行うものでございます。

下段の備考第5になりますが、多子世帯の第2階層において、第2子目以降のお子さんの保育料を無料とする条文の追加を行うものであります。

37頁の第6項及び第7項になりますが、今ほど申し上げました第2階層、第2子目以降の保育料について、第5項で整理を行ったことから、条文の整理を行い、項の繰り下げを行うものでございます。

第8項では、北海道において、3歳未満の第2子以降のお子さんで、所得階層第5階層までの世帯を対象に、保育料を無料化とする多子世帯の保育料軽減支援事業を実施することから、奈井江町におきましても、本事業への対応を行い、子育て支援の充実を図るため、備考第8項として、条文の追加を行うものでございます。

附則における適用日におきましては、4月1日とするものでございます。

以上、奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げました。

よろしくご審議下さいますよう、お願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時25分)

●議長

日程第7、議案第11号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の58頁をお開き下さい。

議案第11号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」

奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更したく、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成29年6月20日提出、奈井江町長。

本計画につきましては、既に、予算のご決定を頂いております、新規過疎対策事業の追加に伴い、奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり参事。

●まちづくり参事

改めまして、おはようございます。

それでは、議案第11号の概要につきまして、ご説明致しますので、定例会資料の38頁、資料7をお開き下さい。

1. 基本的な事業、(4)地域の自律促進の基本方針に、ク.集落の整備として、地域コミュニティ活動の推進を目的として、会館等の補修費用の負担に係る内容を新たに追加したものでございます。

2. 産業の振興、(1)現状と問題点、更には、39頁の(3)計画の事業内容に、米穀乾燥調製貯蔵施設の増設に関して追加をしてございます。

次に、40頁から41頁にかけてでございますが、9. 集落の整備として、今、基本的な事業にも掲げました、地域コミュニティ会館の整備等に係る内容につきまして、（1）現状と問題点、（2）その対策、（3）計画、（4）公共施設等総合管理計画との整合に関して、それぞれ新たに追加掲載したところでございます。

今回の2事業の追加によりまして、関連事業に対する過疎債の充当を予定をすることでございます。

以上、奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、ご説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第22号の上程・説明・質疑・討論・採決

（10時28分）

●議長

日程第8、議案第22号「工事請負契約について【米穀乾燥調製貯蔵施設増設工事】」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の81頁をご覧ください。

議案第22号「工事請負契約について」

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第2条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成29年6月20日提出、奈井江町長。

記と致しまして、契約の目的であります。米穀乾燥調製貯蔵施設増設工事であり、契約の方法は、一般競争入札によります。

契約の金額は4億7,280万2,400円。

契約の相手方は、東京都千代田区にあります株式会社サタケであり、入札の概要については、次頁の執行調書をご覧くださいと存じます。

以上、議案第22号について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第9、議案第23号「工事請負契約について【ないえ温泉施設等大規模改修工事】」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の83頁をご覧ください。

議案第23号「工事請負契約について」

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第2条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成29年6月20日提出、奈井江町長。

記と致しまして、契約の目的は、ないえ温泉施設等大規模改修工事で、契約の方法は、指名競争入札によるものであります。

契約の金額は1億3,068万円。

契約の相手方は、奈井江町内にあります砂子・高橋経常建設共同企業体であり、入札の概要については、次頁の執行調書をご覧くださいと存じます。

以上、議案第23号についてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号から第21号までの一括上程・説明 (10時32分)

●議長

日程第10、議案第12号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から、議案第21号までの「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

以上10議案を一括議題とします。

一括議題の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

定例会連日、大変ご苦労さまでございます。

議案第12号から21号までの農業委員会委員の任命につきまして、同意を求めることについて、お許しを賜りまして、一括して説明申し上げます。

議案60頁をお開き頂きたいと思います。

議案第12号「農業委員会委員の任命につきまして、同意を求めることについて」でございますが、奈井江町農業委員会委員に、石垣 勝幸氏を任命致したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

次に、62頁をお開き頂きたいと思います。

議案第13号、同じく岩口 一氏を任命致したく、議会の同意を求めるところでございます。

次に、65頁をお開き頂きたいと思います。

議案第14号、同じく遠藤 貴與孝氏を任命致したく、議会の同意を求めるところでございます。

次に、67頁をお開き頂きたいと思います。

議案第15号、同じく栗山 裕輝氏を任命致したく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、69頁をお開き頂きたいと思えます。

議案第16号、同じく小島 和博氏を任命致したく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、71頁をお開き頂きたいと思えます。

議案第17号、同じく笹木 憲一氏を任命致したく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、73頁をお開き頂きたいと思えます。

議案第18号、同じく千徳 信行氏を任命致したく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、75頁をお開き頂きたいと思えます。

議案第19号、同じく堀 浩二氏を任命致したく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、77頁をお開き頂きたいと思えます。

議案第20号、同じく堀 政博氏を任命致したく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、79頁をお開き頂きたいと思えます。

議案第21号、同じく萬 秀之氏を任命致したく、議会の同意を求めるものでございます。

平成29年6月20日提出、奈井江町長。

なお、各委員の履歴につきましては、議案の次頁に掲載しておりますので、以上、10議案について、一括してご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を願いたいと思うところでございます。

以上、提案理由の説明と致します。

●議長

議案第12号から議案第21号までの審議、採決を、1件ずつ進めて参ります。

議案第12号の質疑・討論・採決

(10時36分)

●議長

議案第12号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第12号について採決します。
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定しました。

議案第13号の質疑・討論・採決

(10時37分)

●議長

議案第13号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第13号について採決します。
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

議案第14号の質疑・討論・採決

(10時37分)

●議長

議案第14号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第14号について採決します。
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定しました。

議案第15号の質疑・討論・採決

(10時38分)

●議長

議案第15号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第15号について採決します。
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定しました。

議案第16号の質疑・討論・採決

(10時38分)

●議長

議案第16号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第16号について採決します。
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

議案第17号の質疑・討論・採決

(10時39分)

●議長

議案第17号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第17号について採決します。
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定しました。

議案第18号の質疑・討論・採決

(10時39分)

●議長

議案第18号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第18号について採決します。
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定しました。

議案第19号の質疑・討論・採決

(10時39分)

●議長

議案第19号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第19号について採決します。
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

議案第20号の質疑・討論・採決

(10時40分)

●議長

議案第20号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第20号について採決します。
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定しました。

議案第21号の質疑・討論・採決

(10時40分)

●議長

議案第21号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第21号について採決します。
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定しました。

日程第11 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時41分)

●議長

日程第11、意見案第1号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題とします。
事務局長に一部を省略し朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(意見案第1号)朗読。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。
3番遠藤議員。

●3番

補足説明をさせていただきます。
本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土の保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されています。
このような中、北海道では、森林の広域的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向けて、森林整備事業等次世代林業基盤づくり交付金を活用し、様々な取り組みを進めてきたところです。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として、森林環境税、仮称ではありますが、森林環境税の創設に向け、検討を進めているところです。

今後、地域の特性に応じた、森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実、強化を図ることが必要であります。

よって、皆様の賛同をお願い申し上げ、補足説明と致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第12 会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時45分)

●議長

日程第12、会議案第1号「奈井江町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第1号) 朗読

●議長

提出者の補足説明があれば、発言を許します。

4番石川議員。

●4番

皆さん、お疲れさまです。

会議案第1号の改正内容につきましては、事務局長朗読のとおりであります。

情報通信機器の普及が進んでいることから、これまで進めてきた開かれた議会を目的とする議会改革を一層推進する上で、会議、委員会において、パソコンやタブレットなどを積極的に活用することで、情報化の促進、業務の効率化を図るために、条項の文言整理を行うものであります。

よろしくご審議の上、全議員のご賛同をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第13、会議案第2号「議員の派遣承認について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(会議案第2号) 朗読

●議長

本案は、提案のとおり承認することとしたいと思います。
なお、日程等の変更については、あらかじめ議長に一任願います。
これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

日程第14 調査第1号の上程・説明・付託

(10時49分)

●議長

日程第14、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(調査第1号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第15 調査第2号の上程・説明・付託

(10時50分)

●議長

日程第15、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16 調査第3号の上程・説明・付託

(10時52分)

●議長

日程第16、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第3号) 朗読

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成29年奈井江町議会第2回定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

(10時53分)